

# いの町 第2次 振興計画

## 基本計画（後期）

〔 令和2年度～令和6年度 〕

# も く じ

## 第1編 基本計画（後期）

第1章	生活・環境	1
1	自然環境との共生	1
2	快適な生活基盤の整備	6
3	安全な住民生活の確保	17
第2章	安心・健康	25
1	健康づくりと医療サービスの充実	25
2	子育て支援の充実	30
3	福祉の充実	35
第3章	産業振興	41
1	農林畜水産業の振興	41
2	商工業・サービス業の振興	48
3	観光の振興	53
第4章	教育・文化	56
1	青少年の健全育成	56
2	学校教育・乳幼児保育教育の充実	58
3	生涯学習・生涯スポーツの推進	64
4	人権の尊重と男女共同参画社会の促進	66
5	地域文化の継承・振興	69
6	国際交流と地域間交流の促進	70
第5章	連携・協働	71
1	コミュニティの育成	71
2	住民参画による行政運営	73

# 第 1 編 基本計画（後期）

基本計画は、基本構想に基づき、各行政分野における具体的な施策や事業について策定します。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

## 第1章 生活・環境 ～ 自然を守り快適で安全なまちづくり ～

### 1 自然環境との共生

#### (1) 自然の保全・活用

##### 〔1〕 現況と課題

本町には、石鎚国定公園や工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されている森林、仁淀川や吉野川といった清流等があり、豊かな自然環境が残されています。

一方で、高度な排水処理施設が導入できていない工場が一部残っています。また、山林や河川等へのごみの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

今後も、生活排水処理施設やより高度な製紙工場排水処理施設の整備促進を図るとともに、行政と住民、事業者等がそれぞれの役割や責任のもとに、連携・協力した環境保全及び環境美化活動の推進が必要となります。

##### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自然の保全</li><li>② 自然生態系の保全</li><li>③ 環境美化の推進</li><li>④ 自然の活用</li></ul> |
|--|

##### 〔3〕 施策の展開

#### ① 自然の保全

- ・ 清流仁淀川の保全を図るため、「仁淀川の清流保存に関する条例」に基づき、行政、住民、事業者が連携・協力のもと、美化及び浄化活動に取り組むとともに、生活排水処理施設の整備促進や浄化施設の適切な維持管理を推進し、生活排水や製紙工場排水の浄化を図ります。
- ・ 公共事業については、自然の改変を最小限に抑えるなど、自然に配慮した工事を実施していきます。
- ・ レクリエーション、イベント、体験学習等を通じて、自然に対する関心や理解を深めていく対策を推進します。

#### ② 自然生態系の保全

- ・ 植物や動物、昆虫等の自然生態系の保全を図るための環境づくりを推進します。

### ③ 環境美化の推進

- ・ 住民の協力により、ごみのポイ捨ての防止や河川、道路等の清掃活動を推進します。
- ・ ごみの不法投棄については、警察等の関係機関と連携強化を図り、防止策を講じて行きます。

### ④ 自然の活用

- ・ 自然の持つ多様な機能を観光や住民の憩いの場として活用を図るため、施設の整備を推進します。
- ・ 新たな雇用や事業の創出、地域の活性化を図るため、山間地域の地域特性である急峻な地形と豊富な水量を生かした小水力発電事業等再生可能エネルギーの活用を推進します。

## (2) 水土保持の森林づくり

### 〔1〕 現況と課題

森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止等の様々な機能の発揮を通じて、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動に深く結びついています。健全な森林は、表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われており、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ土壌保全機能や、樹木の根が土砂や岩石等を固定して、土砂の崩壊を防ぐ山地災害防止機能を有しています。さらには、森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化する水源涵養機能を有しています。

本町の森林面積は42,334ha（民有林30,440ha、国有林11,894ha）、森林率は90%となっています。本町の森林は、1,800mを超える高標高地から平野部の里山地域まで分布しており、その多くが急峻な地形となっていることから、古くから山地災害や水害といった自然災害に多く見舞われてきました。そのため、適切な森林整備により森林の有する公益的機能を高度に発揮させることが求められており、総蓄積量が約1,180万 $m^3$ と量的に充実しつつある民有林の人工林については、引き続き間伐の実施とともに、適切な主伐・更新による均衡のとれた齢級構成に誘導する取り組みを推進する必要があります。

### 〔2〕 施策の体系

① 森林の有する公益的機能の高度発揮
--------------------

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 森林の有する公益的機能の高度発揮

- ・ 本町の森林資源が成熟する中で、主伐面積が増加することが予想されることから、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように、適正かつ計画的な森林資源の利用を確保するため、「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の森林所有者等への周知を図っていきます。
- ・ 健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な取り組みを、本町独自の補助制度等を活用し、積極的に推進します。また、放置竹林の拡大により荒廃しつつある里山林の再生に向けた取り組みへの支援についても森林環境譲与税を活用し進めていきます。
- ・ 住民の財産である町有林については、引き続き間伐等の森林整備を環境先進企業と連携しつつ推進するとともに、境界等の管理を適切に実施します。林内路網が整備されているなど木材生産に適した立地条件等の場合、適切な主伐及び更新を実施することにより持続可能な森林経営の推進を図ります。一方、奥地に所在している場合にあっては、原則として、長伐期施業や択伐林施業に取り組みます。

### (3) 循環型社会の構築

#### 〔1〕 現況と課題

ごみの分別により、一般家庭におけるごみの減量及び再資源化を進めています。びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙、布等の資源ごみの再資源化が定着してきたことに伴い、可燃ごみの減量にもつながっています。

一方、木材の利用は、快適な住環境の形成や地域経済の活性化につながるのみならず、地球温暖化の防止にも貢献しています。平成22年には、公共建築物の木材利用を推進する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことから、本町においても平成24年5月に「いの町産材利用推進方針」（平成26年7月から「いの町産材等利用推進方針」。）を策定し、この方針に基づき公共建築物等に積極的に木材を利用することとしています。

今後は、ごみ全体の排出抑制、再資源化や省エネルギー化、省資源化の啓発及び推進に努めることや、公共施設等でのグリーン購入法における環境物品の購入比率の向上を図り、循環型社会の形成を推進することにより、住民や事業者にその意識を高めていく必要があります。

また、公共建築物等への木材利用の取り組みをさらに推進する必要があります。

#### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ごみの減量と再資源化の推進</li><li>② 公共施設等における取り組みの推進</li></ul> |
|--|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① ごみの減量と再資源化の推進

- ・ 生ごみ電動処理機購入への助成や生ごみ処理容器の無償貸与により、家庭における生ごみの減量化を推進します。
- ・ 住民や事業者の自発的なごみのリサイクル、省エネルギー、省資源化等に関する意識を高めていくよう広報、支援を行います。

##### ② 公共施設等における取り組みの推進

- ・ 「地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、本町庁舎内におけるごみの減量、分別の徹底による再資源化、電気、水道等の使用量の削減を図っていきます。
- ・ グリーン購入法を推進し、環境に配慮した物品の調達を推進します。
- ・ 「いの町産材等利用推進方針」に基づいた間伐材等の木材やリサイクル製品の積極的な活用により、環境に配慮した公共工事を促進します。
- ・ 新たな公共施設の整備時には、省エネルギー型の電気設備や給排水設備の採用や、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を積極的に行います。

## (4) 環境学習・環境教育の推進

### 〔1〕 現況と課題

地域の環境を保全するためには、住民一人ひとりが、環境への理解を深め、意識を向上させることが不可欠です。このため、就学年齢層のみならず、幅広い年齢層に、環境学習、環境教育を推進する必要があります。特に、現代社会では、人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっていることから、子どもたちをはじめとする住民が、植林、間伐、自然観察等の幅広い活動を通じて、森林・林業について学習する「森林環境教育」の取り組みの推進が必要です。

「森林環境教育」については、「総合的な学習の時間」の活用により、森林・林業行政と学校が連携し本町の森林・林業についての学習やチェーンソーの操作といった体験の場を必要に応じ設けています。さらに、環境先進企業へ町有林を間伐等の体験の場としての提供、地域住民が自ら行う活動及び幼児期から木と触れ合う「木育」への支援を森林環境譲与税を有効に活用しながら推進しています。一方、「森林環境教育」以外の環境学習については、子どもエコクラブが発足している地域では身近な題材をもとに幅広い分野の学習が展開しているものの、その多くが各学校等の取り組みに頼らざるを得ず、幅広い層への推進には至っていないのが現状です。今後は、関係団体との連携を深め、体験を通じて、学び、行動する環境学習・環境教育の機会の拡大を図る必要があります。

### 〔2〕 施策の体系

① 環境学習・環境教育の推進
----------------

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 環境学習・環境教育の推進

- ・ 環境保全のための行動ができるよう、学校教育や生涯学習等の様々な場や機会を通じて、環境教育を推進します。
- ・ 森林環境教育については、今後ともその推進はもとより、実施に当たっては、森林・林業行政等関係機関との連携を深めます。
- ・ 日常の暮らしの中で、身近な題材をもとに、幅広い分野についての環境学習を推進していきます。

## 2 快適な生活基盤の整備

### (1) 道路網の整備

#### 〔1〕 現況と課題

本町は、高知自動車道・国道194号の寒風山道路・しまなみ海道の開通により、国道33号も含めて、県境を超えた広域的な交流を促進する道路網の集結点となっています。

高知西バイパスは、国道33号の渋滞緩和、浸水区域を避けた道路として平成9年12月にⅠ期区間の高知市鴨部から枝川間の4.3kmが供用され、Ⅱ期区間の枝川から波川間の5.5kmのうち、天神IC～鎌田IC間が平成24年12月に供用され、また、枝川IC～天神IC間は平成28年3月に供用されました。残る、鎌田IC～波川間については、令和3年秋の供用開始を目標に国・県と連携し取り組んでいます。また、暫定供用されている伊野インター付近の八代区間については、朝夕には渋滞が発生していることから、早期に4車線化が求められています。

国道194号は、合併に伴い本町の南北の骨格を形成する重要な路線ですが、一部に急カーブ、急勾配や見通しの悪い非常に危険な箇所があります。寒風山道路の開通もあり、交通量も増加しているなか、部分改良やゆずり車線の延伸に向けて早急な計画が待たれている状況です。

また、高知自動車道の大豊ICからのアクセス道路としても重要な路線である国道439号は、平成25年3月に柳野工区の完成により全線二車線化となり、これに接続される県道高知伊予三島線檜ヶ峰トンネル新設計画の推進と、幅員狭小等の県道西津賀才日比原線、奥の谷日比原線の改良が待たれている状況です。

国道56号(高知市春野町)と国道33号を結ぶ県道高知南環状線は、平成31年4月に全線二車線化となりましたが、歩行者の安全対策として歩道整備が未だに不十分な状況です。

県道石鎚公園線は、山岳観光の拠点となる町道瓶ヶ森線・瓶ヶ森西線に接続する路線であるとともに地域の重要な生活道ですが、狭隘の上、曲線が連続しているため、衝突事故も多く発生しており、早期整備が待たれている状況です。

町道については、平成31年3月末現在904路線あり、産業生産基盤の一端を担うとともに、地域住民の日常生活に密着した利用がなされており、道路の機能強化が求められています。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 幹線道路の整備</li><li>② 町道の整備</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 幹線道路の整備

- ・ 高知西バイパスについては、令和3年秋までに鎌田ICから波川間の1日も早い開通を国へ要望します。また、伊野インター付近の八代区間については、早期に4車線化となるよう国へ要望します。
- ・ 国道33号及び国道194号については、危険箇所の早期着手を国及び県に強く要望します。
- ・ 高知西バイパスのアクセス道路となる県道高知南環状線、県道土佐伊野線について一体的な改良が図られるよう県に要望していくとともに、県道石鎚公園線等、他の県道の整備促進についても併せて県に要望します。

#### ② 町道の整備

- ・ 既存集落内の道路整備を促進するとともに、住民の生活における利便性、安全性等の向上を図るため、生活道路・通学路・橋梁等の新設・改良、安全施設の整備等を計画的に進め、安全で快適な人に優しい道路空間の整備を推進していきます。
- ・ 各公共施設等へのアクセス向上を図るための道路整備を推進していきます。
- ・ 高知西バイパスの開設に併せて、バイパスにアクセスする町道の整備を図ります。
- ・ 道路構造物の近接目視による定期点検を実施することにより適切な維持管理に努め、第三者への被害を未然に防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。
- ・ トンネル・橋梁等の重要構造物の長寿命化を図るため、個別施設計画に基づいて、点検や補修工事を計画的に行います。

## (2) 住環境の整備

### 〔1〕 現況と課題

まちづくりにおいては、誰もが快適に安心して暮らせる質の高い住環境が求められており、地域の魅力と定住人口の増加を図るためにも、住環境の整備は、必要不可欠と言えます。

本町の中心市街地及び周辺部においては、土地区画整理事業や公共下水道事業等各種の都市計画事業の実施により、都市基盤の整備を進めていますが、都市の空洞化（スポンジ化）により、空き地・空き家が目立ってきています。

また、中山間地域においては、過疎化、高齢化の進行等で集落の維持が困難な地域もあり、集落の維持・存続や定住促進の観点からも、住環境の整備を進めています。

公営住宅については、現在170戸あり、平成9年以降に建築された内野団地やリバーサイド津賀才、立橋荘等は、近代的な住宅が確保されていますが、昭和50年代以前に建築された建物は老朽化が著しく、耐震能力が懸念されるため、取り壊しが必要となっています。

住宅用地については、定住促進の一環として、町営分譲宅地を吾北地域に22区画、本川地域に11区画整備しており、早期の完売に向けて取り組んでいます。

住宅地を含む土地の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を進めていますが、中山間地域を中心に土地所有者の不在や世代交代が進み境界に関する記憶や目印が失われている状況があり、公共事業や個人間での土地の有効利用が困難になっている場合があります。

町営墓地については、長沢共同墓地と伊野南墓地公園を設置し、管理しています。

今後においても、日常生活における住民の利便性・安全性の確保と地域の活性化を図るため、周辺環境との調和を保ちながら、中心市街地、中山間地域等それぞれが持つ地域特性に応じて質の高い住環境の整備を進めていくことが必要です。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 住環境の整備</li><li>② 町営住宅の整備</li><li>③ 住宅用地の供給</li><li>④ 地籍調査事業の推進</li><li>⑤ 町営墓地の管理</li><li>⑥ 移住・定住の推進</li></ol> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 住環境の整備

- ・ 都市計画区域については、「都市計画マスタープラン」を活用し、さらなる都市基盤の整備を図ります。また、市街化区域内については、都市機能の集約化に向けた取り組みを図ります。
- ・ 中山間地域においては、地域の特性に応じて、生活道路や生活環境の整備を図ります。また、地域住民と行政との合意に基づき、空き家等を活用し、移住者の

受け入れを推進すること等で集落の維持・存続に向けた取り組みを推進します。

② 町営住宅の整備

- ・ 老朽化した住宅は取り壊し、その他の住宅については予防保全的な修繕や耐久性向上に資する整備を実施していきます。

③ 住宅用地の供給

- ・ 人口の定住と地域の活性化を図るため、吾北・本川地域の町が整備した分譲住宅用地について、完売に向けたPR等を行います。
- ・ 民間主導による住宅団地等の開発については、自然環境との調和や周辺コミュニティへの配慮が図られたものとなるよう適切に指導していきます。

④ 地籍調査事業の推進

- ・ 過疎・高齢化の進行が著しい地区及び、公共事業の用地確保が困難な地域等を計画的に調査し早期完了に向けた取り組みを推進します。

⑤ 町営墓地の管理

- ・ 既存の町営墓地について、適正に管理をしていきます。

⑥ 移住・定住の推進

- ・ 本町への移住・定住を推進するため、空き家改修や荷物整理、中間管理住宅の整備に努めます。

### (3) 上水道等の施設整備

#### 〔1〕 現況と課題

水道事業は、住民の生活や事業活動を支える重要なライフラインであり、広く均等に、清浄な水を、常時豊富に供給するため「安全」・「強靱」・「持続」の視点をもって取り組んでいます。

本町の水道事業は、平成29年4月1日より伊野地区の上水道事業（公営企業会計）と吾北・本川地区の簡易水道事業（特別会計）をいの上水道事業（公営企業会計）として経営統合し、平成29年度には統合後10年間の経営戦略と水道ビジョンを策定しました。当町においては、給水件数、給水人口ともに減少傾向が続いており、また、有収水量においても、下水道の普及による増加が予測できるものの、人口減によりここ数年の比較では減少傾向が続いている状況となっています。

仁淀川下流域に位置する伊野地区の水道施設では豊富な地下水を水源としているものの、吾北・本川地区の水道施設は山間部に位置し、清冽な地下水を得ることが困難であるため、多くは河川水を水源とし緩速ろ過や膜ろ過にて浄水処理をして水道水を供給している状況です。

水道施設では、これまでも耐用年数を経過した老朽管の布設替えや機械設備の更新を行ってきましたが、南海トラフ地震に備えての取水施設、配水池、重要管路の耐震化や水需要状況の変化による配水区分の変更、老朽配水池の統合計画等、計画的な施設更新が今後の課題となっています。

また、人家が散在している上水道未整備の山間集落においては、生活用水確保のため、地域で管理する施設の更新、新規整備について、今後も継続して補助制度を活用し生活環境の改善を図っていく必要があります。

#### 【水道の状況】

〈平成31年3月末現在〉

	給水人口			普及率
	上水道	飲料水 供給施設	合計	
伊野地区	19,081人	451人	19,532人	96.4%
吾北地区	1,476人	23人	1,499人	93.5%
本川地区	351人	0人	351人	86.9%
全体	20,908人	474人	21,382人	96.0%

## 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 安全で良質な水道水の供給</li><li>② 安定した水道水の供給</li><li>③ 安定した水道事業運営の維持</li><li>④ 未整備地域への整備</li></ul> |
|---|

## 〔3〕 施策の展開

- ① 安全で良質な水道水の供給
  - ・ 水道水源の水質改善や水源の保全のため、森林の有する水源涵養機能の高度発揮に資する森林整備の積極的な推進と、生活排水対策等による河川の浄化に向けた取り組みを推進します。
  - ・ 水質検査等水質監視体制の整備、充実を図ります。
- ② 安定した水道水の供給
  - ・ 老朽化した配水池や管理棟等の施設の更新や補強を進めるとともに、耐震性能に問題のある管路は優先的に布設替えを実施します。
  - ・ 南海トラフ地震に備えて、水源地や配水池等の構造物、基幹管路や給水拠点への管路等の耐震対策の実施等に取り組みます。
- ③ 安定した水道事業運営の維持
  - ・ 日常的な維持管理や修繕等を適切に実施することにより、維持管理費の増大の抑制に努めます。
  - ・ 主要な収入源である水道料については、概ね3年から5年ごとに、適正な料金水準の検討を行います。
  - ・ 老朽管路の布設替えによる漏水防止や、定期的な漏水調査を実施し、漏水の監視を強化することにより、無効水量を削減し、有収率の向上に努めます。
- ④ 未整備地域への整備
  - ・ 人家が散在する小規模集落においては、引き続き小規模給水施設の整備、改修のための経費の助成を行います。

## (4) 下水道・農業集落排水等の施設整備

### 〔1〕 現況と課題

公共下水道をはじめとする汚水処理施設は、快適な住民生活を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水質環境を保全するために非常に重要な役割を担っています。このことから、本町では、県内市町村に先がけて公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施してきました。

公共下水道事業は、昭和50年3月公共下水道基本計画を策定し、昭和54年12月現国土交通省より事業認可を受け事業着手して以降、旧市街地を中心に、幹線及び支線管渠の建設工事を積極的に推進しており、平成30年度末現在、全体計画面積約479ha、事業認可区域面積約194ha、整備済面積約100haで、汚水管渠30km、終末処理場（日最大汚水量5,400m<sup>3</sup>）が整備され、整備区間における水洗化率は、94.7%となっています。

農業集落排水事業は、現在、八代処理区（平成10年供用開始、処理区域面積8ha、計画処理人口520人）と加田処理区（平成16年供用開始、処理区域面積6ha、計画処理人口510人）の2か所で供用開始しており、水洗化率は、八代処理区で88.0%、加田地区で73.0%となっています。

平成19年6月から町管理となった天王地区汚水処理施設は、水洗化率100%であり安全で快適な水質環境が保たれています。現在、設備の老朽化に伴う大規模な改築や南海トラフ地震に備えた対応のため、公共下水道への統合を計画し、令和4年度供用開始に向けて整備を進めています。

また、下水道認可区域、農業集落排水事業処理区域及び天王地区汚水処理区域を除く区域においては、家庭で浄化槽を設置する場合の補助制度を設けて、合併処理浄化槽の普及を図り、町内全域において平成30年度末時点で80.5%の汚水処理整備率を、令和9年度末には90%となるよう事業を進めています。

今後においては、引き続き処理区域内の水洗化率の向上を図るとともに、施設の老朽化に伴い多額の改築費用が見込まれることから、施設の維持管理、新規投資を一体としてとらえ、投資の平準化に努めるなどの取り組みが課題となっています。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業については、人口3万人未満の市町村においても令和5年度までに原則公営企業会計への移行が要請されたことから、要請期間内での移行に向けて準備を進めています。

【汚水処理施設の状況】

〈平成31年3月末現在〉

	処 理 人 口				汚水処理施設 整備率
	公 共 下水道	農業集落 排 水	浄化槽	合 計	
伊野地区	3,737 人	498 人	13,363 人	17,598 人	87.1 %
吾北地区	0 人	0 人	625 人	625 人	28.5 %
本川地区	0 人	0 人	161 人	161 人	35.6 %
全 体	3,737 人	498 人	14,149 人	18,384 人	80.5 %

〔2〕 施策の体系

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存設備の維持管理</li> <li>② 未水洗化世帯の解消</li> <li>③ 未整備地域への整備</li> <li>④ 南海トラフ地震対策の推進</li> <li>⑤ 施設の統合</li> <li>⑥ 公営企業会計への移行</li> </ul>
--

〔3〕 施策の展開

- ① 既存設備の維持管理
  - ・ 下水道施設や農業集落排水施設等の適正な維持管理を行っていきます。
- ② 未水洗化世帯の解消
  - ・ 既に供用開始している地域で未水洗化の住民に対して、戸別訪問や広報等で水洗化のPRを行っていきます。
  - ・ 下水道認可区域、農業集落排水事業処理区域及び天王地区汚水処理区域を除く区域においては、家庭で浄化槽を設置する場合の補助制度を設け、広報等でのPRを行い、合併処理浄化槽の普及、整備促進を行っていきます。
- ③ 未整備地域への整備
  - ・ 衛生的で快適な生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道整備済み区域周辺の人口密度の高い地区を中心に事業を進めます。
- ④ 南海トラフ地震対策の推進
  - ・ 近い将来発生が確実視されている南海トラフ地震対策として、町有施設の耐震改修を進め耐震補強を図っていきます。

⑤ 施設の統合

- ・ 天王地区汚水処理施設の公共下水道への統合については、令和4年度供用開始に向けて整備を進めています。

⑥ 公営企業会計への移行

- ・ 公共下水道事業及び農業集落排水事業については、令和5年度までの公営企業会計への移行に向けて整備を進めています。

## (5) 公共交通体系の整備

### 〔1〕 現況と課題

多くの住民の交通手段が自家用自動車となっていることや人口減少に伴い、公共交通利用者が減少している現状であるため、運行を継続するために運行便数の減便、運賃の値上げといった対策が講じられ、そのことが一層の利用者減少を招くといった悪循環を引き起こしており、いかに交通弱者の移動手段を確保していくかが重要な課題となっています。

本町における公共交通は、J R土讃線や路面電車、路線バスが運行されています。J R伊野駅を町内の公共交通結節点と位置づけ、路面電車や高知市、土佐市と接続する路線バス、本町の南東部を循環する町営バス、小野、毛田、成山地区での定時制予約式乗合タクシーが運行されています。また、J R伊野駅から吾北、本川地区方面に行く幹線道路を民間事業者が運行する路線バスがあり、吾北地区までの中山間地域とその路線バスとを接続する予約式乗合タクシーが運行され、公共交通空白地が解消されています。本川地区では、いの町社会福祉協議会本川支所における過疎地有償運送が実施され、交通弱者の移動手段を確保している状況です。

今後においては、民間事業者が運行する路線バスや町実施の乗合タクシー等を継続的に見直していくなど、利用しやすい公共交通としていく必要があります。

また、利用者の減少により民間バス事業者への補助金が年々増加傾向にあり、財政的に深刻な課題となっています。

### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① J R伊野駅周辺の環境整備</li><li>② 公共交通体系の整備</li><li>③ 公共交通網形成計画の策定</li></ul> |
|--|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① J R伊野駅周辺の環境整備

- ・ 学生や高齢者等毎日多くの人に乗降するJ R土讃線や路面電車について、交通事業者と協力し、J R伊野駅周辺を公共交通の結節点としての環境整備を推進していきます。

#### ② 公共交通体系の整備

- ・ J R土讃線・路面電車、路線バスの連結の強化や路線・運行回数の見直し等について、利用者の意見を踏まえ各事業者と検討・協議を行い、通勤・通学・通院・観光等幅広く利用しやすい交通体系を整備し、公共交通の利用促進に向けた取り組みを推進します。

#### ③ 公共交通網形成計画の策定

- ・ 本町の公共交通の現状・問題点、課題を整理し、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めた公共交通網形成計画を策定します。

## (6) 地域情報化の推進

### 〔1〕 現況と課題

本町の中山間地域は、超高速ブロードバンドが整備されていないため、移住や企業進出の妨げとなっています。情報通信技術の発展に伴い、社会生活のあらゆる分野へ高度情報化が浸透している中で、こうした社会の変革に迅速に対応し、地域間の情報通信格差を解消し、住民福祉の向上を図ることが求められています。

また、住民の主要な情報源であるテレビ放送については、平成23年7月にアナログ放送が終了しデジタル放送に移行しましたが、今後も引き続き良好な視聴環境の維持や難視聴解消のための対策が必要となってくるとともに、ラジオ難聴地域の解消に向けた取り組みも求められています。

### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 超高速ブロードバンドの整備</li><li>② テレビ共同受信施設整備</li><li>③ ラジオ難聴対策の推進</li></ul> |
|--|

### 〔3〕 施策の展開

- ① 超高速ブロードバンド整備の推進
  - ・ 情報通信環境の地域間格差を解消するため超高速ブロードバンド整備を推進します。
- ② テレビ共同受信施設整備
  - ・ 良好な視聴環境の維持や難視聴解消のため、テレビ共同受信施設整備や大規模改修等の対策を講じていきます。
- ③ ラジオ難聴対策の推進
  - ・ ラジオ難聴地域を調査し、解消に向けた取り組みを推進します。

### 3 安全な住民生活の確保

#### (1) 浸水対策

##### 〔1〕 現況と課題

仁淀川は、流域に大きな恩恵を与えてきましたが、その反面、多くの水害をもたらしてきました。特に、宇治川流域は、地盤が軟弱で上流に行くほど低くなる低奥型地形であり、仁淀川の水位が高い間は自然排水が不可能になる典型的な内水河川で、昭和50年から令和元年7月までの45年間で合計43回、延べ7,247戸（うち床上浸水2,966戸）余りの人家が浸水被害を受け、このうち浸水戸数が100戸以上の大規模な浸水被害は、延べ15回に上るなど数多くの浸水被害が発生しました。

中でも、昭和50年8月の台風5号豪雨では、宇治川流域の平地部のほとんどが水没するなど、家屋浸水戸数2,724戸の未曾有の被害を受け、「河川激甚災害対策特別緊急事業」等が採択され、国、県、町において河道改修、宇治川排水機場の増設、早稲川放水路、地下貯留施設の整備等、様々な浸水対策が講じられてきましたが、これらの施設の効果を以ってしても十分とは言えず、以降も毎年のように浸水被害を受けてきました。

特に、平成5年には、1年間に5回に上る甚大な家屋浸水被害が発生したため、これを契機に、宇治川流域の抜本的な浸水対策として、国においては、平成7年度に「宇治川床上浸水対策特別緊急事業」が採択され、平成11年度に宇治川排水機場の増設、平成19年3月に新宇治川放水路を竣工し、呑口上流部の河道改修も併せて行われました。また、県においては、平成14年度に「河川災害復旧助成事業」の採択を受け、宇治川合流地点から上流400m区間の天神ヶ谷川の河川改修事業が平成18年度に完了し、町においては、整備計画に基づき、都市下水路事業等の内水対策を推進してきました。国、県、町の連携したこれらの事業の完了により、平成19年度から平成25年度までは床上浸水被害の発生を1戸に止めるなど、浸水被害は劇的に軽減されました。

しかしながら、平成26年8月に、台風12号、11号に伴う記録的な豪雨が発生し、家屋浸水戸数は256戸、38戸とそれぞれ甚大な浸水被害となったことから、宇治川流域の浸水被害の解消には更なる浸水対策が必要であることを改めて思い知らされました。

平成27年度には、「床上浸水対策特別緊急事業」の事業採択をうけ、現在、国、県、町の三者が連携し、再度災害防止のための事業が実施されています。

また、仁淀川本川沿いの加田・茂地裏・神谷地区、仁淀川水系各支川特有の低奥型地形である奥田川・奈呂川・南の谷川・中の谷川流域や鎌田井筋沿い、吾北地域上八川川沿いの高岩地区においては、台風や集中豪雨時には度々浸水被害が発生している状況です。この対策として、加田地区については、国において加田堤防事業が事業化され、鎌田井筋沿いについては、平成30年度に鎌田排水機場を供用し、浸水被害の軽減が図られています。高岩地区では、平成29年度、平成30年度に水制工、令和元年度には河床掘削工を実施したことにより、増水時の下流へスムーズな導水が図られました。

一方、現在まで整備してきた排水ポンプ等の中には老朽化してきたものもあり、今後において、施設の維持管理、新規投資を一体にとらえ、施設のライフサイクルコストを縮小するための計画的な取り組みが課題となっています。

## 〔2〕 施策の体系

- ① 河川の整備・改修、治水施設の整備
- ② 浸水対策の推進

## 〔3〕 施策の展開

### ① 河川の整備・改修、治水施設の整備

- ・ 宇治川流域について「床上浸水対策特別緊急事業」で事業採択された、それぞれの事業を国、県、町の三者が連携し、推進を図り、浸水被害の軽減・解消を早期に目指します。
- ・ 天神ヶ谷川の早期改修により、宇治川流域の浸水被害のさらなる軽減・解消を目指し、「国道33号横断部で計画されている水圧函路の早期完成」、「天神ヶ谷川の上流約320mの普通河川東浦川合流点付近までの河川改修事業の早期完成」について、県へ要望を積極的に行います。
- ・ 宇治川流域の内水対策として、町が事業主体となる宇治川支川の河川改修や公共下水道事業等の推進を行い、浸水被害の軽減・解消を目指します。
- ・ 無堤地区である加田地区については、事業推進を国に要望していきます。また、谷地区及び茂地裏地区の無堤箇所については、事業化に向け国に要望を行います。
- ・ 他の地域の浸水被害の軽減・解消についても、河川改修等を国・県に要望し、推進していきます。
- ・ 現在まで整備してきた排水ポンプ等は、施設の長寿命化計画を立て、更新や維持管理を計画的に行っていきます。

### ② 浸水対策の推進

- ・ 洪水による人的被害を軽減するため、自主防災組織や要配慮者利用施設等で仁淀川及び宇治川のハザードマップを活用した学習会や避難訓練を行い、円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力向上に向けた取り組みを推進します。
- ・ 気象情報や避難情報等警戒レベルの発令に対して、住民が取るべき対応を理解し行動に移すことができるよう、自主防災組織等の学習会を通じて防災知識の普及に向けた取り組みを推進します。

## (2) 山地災害・土砂災害対策

### 〔1〕 現況と課題

本町の森林は、1,800mを超える高標高地から平野部の里山地域まで分布しており、その多くが急峻な地形となっています。また、地質が東西方向に走っており、脆弱な地質構造を有しているとともに、仁淀川及び吉野川に流れ込む数多くの支流により複雑な地形を有しています。

さらに、年間降水量は、平野部で2,500mm、山間部で3,000mmを超え、全国平均1,700mmを大きく上回っています。このように、本町は災害が発生しやすい条件下にあり、毎年、台風等による集中豪雨により災害が発生しています。

中でも昭和50年8月の台風5号豪雨では、仁淀川及びその他の河川の氾濫による浸水や、豪雨による山崩れや土石流のため、伊野地区で23名、家屋の全半壊228棟、吾北地区で5名、家屋の全半壊151棟、本川地区で家屋の全半壊22棟のかけがいのない尊い命と貴重な財産が奪われました。

本町では、森林の山地災害防止機能を発揮させるため、国、県との緊密な連携の下、治山事業の実施により、斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧、地すべりの抑制又は抑止等のため、施設の設置や森林整備を推進しています。

また、地すべりやがけ崩れ等の土砂災害が発生し、尊い人命や貴重な財産を奪うこともあるなど、住民生活に大きな被害を与えることがあります。そのため、災害に強く、誰もが安心・安全で生活できるよう砂防事業等のハード事業や、警戒体制の整備等のソフト事業を積極的に推進すること等、ハード・ソフト一体となった対策の充実・強化が求められています。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 治山対策の推進</li><li>② 土砂災害対策の推進</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 治山対策の推進

- ・ 山地災害から人命や財産を守るため、治山事業による早期対策が実施されるよう、随時、国及び県に要望します。

#### ② 土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害から人命や財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業やがけ崩れ住家防災対策事業等の事業が実施されるよう、国、県に要望します。
- ・ 県が指定する土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域について、その区域内の住民や土地所有者への説明会を行い、土砂災害の危険度や規制行為等の情報を周知し、警戒体制の充実・強化を推進します。

### (3) 消防・防災対策

#### 〔1〕 現況と課題

高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震では、最大クラスの被害想定として、本町を震度7の強い揺れが襲い、死者140名、負傷者1,100名、全壊建物2,100棟といった被害が想定されています。

また、地震による被害は、市街地では広範囲にわたり建物の倒壊や火災が発生するおそれがあり、山間地では山地崩壊や土砂災害による道路の寸断とそれに伴う集落の孤立化が懸念されています。

本町の南海トラフ地震対策として、住宅の耐震化・家具転倒防止等、地震の揺れに対する備えと併せて、自主防災組織の活動強化や防災士の育成、連携等地域防災力の向上の担い手となる人材を確保していく必要があります。

一方、本町の消防体制は、常備消防機関である「仁淀消防組合」と非常備消防機関である「いの町消防団」で構成されています。

いの町消防団は、伊野・吾北・本川地区の3方面隊、15分団で編成されており、仁淀消防組合と協力して消防防災活動にあたっていますが、過疎化の進行、少子高齢化社会の到来、産業・就業構造の変化等により、消防団員の確保が困難となっています。

#### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 南海トラフ地震対策の推進</li><li>② 地域防災力の向上</li><li>③ 消防力の強化</li></ul> |
|--|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 南海トラフ地震対策の推進

- ・ 地震発生時における死傷者数の軽減のため、耐震性の低い木造住宅への耐震診断及び耐震改修事業、ブロック塀の改修・家具の転倒防止といった揺れ対策を促進するとともに、緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震性を向上する啓発を行う等、住宅・建築物の揺れ対策に向けた取り組みを推進します。
- ・ 災害を未然に防止するため、落石等通行危険箇所の調査・点検を行い、解消に向けた取り組みを推進します。
- ・ 震災時において、住民、防災関係機関に情報を伝達するための施設の整備及び情報伝達手段の多様化を図ります。
- ・ 防災備蓄倉庫を活用した公的備蓄物資・資機材の確保、物資搬送体制の確立や訓練を行うとともに、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援等、民間事業者等と災害時応援協定への締結に向けた取り組みを推進します。
- ・ 災害発生時に直ちに救護活動が行えるよう救護体制の整備と救護用資機材や救護物資の整備・充実を図っていきます。

- ・ 災害時に備え、関係機関との連携を図り訓練を実施する等医療救護体制を構築し、あわせて医薬品等医療資機材の早期整備に向けた取り組みを推進します。

## ② 地域防災力の向上

- ・ 地域全体の防災力向上を図るため、全地区での自主防災組織の組織化及び活性化を図り、また女性防火クラブの育成強化に努め、地域ぐるみで災害に備えます。
- ・ 要配慮者を中心として、各地域での避難体制の整備を図ります。
- ・ 「地域防災計画」に基づき、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所や避難所の点検・整備を図るとともに、災害発生時に避難所運営を円滑に行うため、避難者が自主運営できるルール作りとして、自主防災組織を中心とした避難所運営マニュアル作成の取り組みを推進します。

## ③ 消防力の強化

- ・ 消防団員を地域防災力の要とし、定数確保に努め、組織体制の確立、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実に努めるとともに、住民の防火意識の高揚に向けた取り組みを推進します。
- ・ 救急車両の充実に努めるとともに、医療関係機関・団体との連携を強化する中で救急医療体制の整備充実に努めていきます。
- ・ 救急患者の搬送や災害時に物資輸送を行うためヘリコプターの発着地となるヘリポートの整備を図ります。
- ・ 山間部や水難救助における捜索や災害時の広域的被害状況の把握等災害現場での情報収集手段としてドローンの活用を図るとともに、災害時を想定した飛行訓練やドローン操縦士の育成を推進します。

## (4) 交通安全・防犯対策の充実

### 〔1〕 現況と課題

自動車交通量の増大に伴う交通事故の増加や犯罪の複雑化・広域化等、住民生活を脅かす要因が増加しています。特に、子どもや高齢者が、事故や犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

本町における交通安全対策としては、関係機関及び団体等が連携し交通安全教室や街頭指導、高齢者個別訪問等を実施しており、特に高齢者の事故防止に力を入れています。今後においては、ドライバーの交通安全意識の高揚と交通マナーの向上が課題となっています。

防犯対策としては、平成15年に、伊野南地区（八田・池ノ内・天王）に自主防犯組織「いのみなみタウンポリス」、平成18年度に「枝川地区安全パトロール隊」が結成され、地域内の防犯パトロール、街頭少年補導活動等の犯罪予防活動や、安全環境点検、広報啓発活動等様々な活動に取り組んでいます。また、各学校のPTA組織においても、これと同様に積極的な活動がされています。しかし現実には、社会的環境の悪化、人間関係の希薄化等から、ますます犯罪発生の増加が危惧される状況となっており、今後、他の地域においても、自主防犯組織の結成と地域・行政が一体となった取り組みが課題となっています。

安全で安心なまちづくりのためには、自分の身は、自分で守る意識を高めるとともに、交通事故や犯罪の起こりにくい環境づくりを進めていくことが必要です。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 交通安全対策の充実</li><li>② 防犯対策の充実</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 交通安全対策の充実

- ・ 人通りの多い路線や危険度の高い箇所から順次、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の設置や、通学路への歩道の整備を進めます。
- ・ 国道や県道については、道路管理者に対して、交通事故多発地帯にすべり止め舗装の施行等、安全対策や改良を要望します。
- ・ 春、秋の交通安全期間はもとより、その他の時期にも街頭指導や広報活動を実施し、交通安全意識の高揚や交通ルールの徹底を図ります。また、高齢者ドライバーの事故抑止を目的とした免許返納者への優遇措置や先進安全自動車購入、踏み間違い防止装置設置の普及促進につながる支援策の検討等、高齢者の交通安全対策に重点を置いた取り組みを推進します。
- ・ 交通安全教室等を関係機関の協力を得て実施するとともに、交通ボランティアの育成を図ります。

## ② 防犯対策の充実

- ・ 防犯灯をはじめとする防犯施設の整備促進に取り組みます。
- ・ 自主防犯組織を支援し、警察駐在所等と連携した地域ぐるみの防犯体制の充実、強化を図っていきます。
- ・ 誘拐、連れ去り事件や学校不審者侵入事件等の犯罪から子どもたちを守るため、防災行政無線や登録制メール等、多様な情報伝達手段を活用し住民周知を図ります。

## (5) 消費者行政の推進

### 〔1〕 現況と課題

消費生活を取り巻く経済社会環境は、急激に変化しており、消費生活上の問題も従来の品質、規格の適正、安全性に加え、多重債務、振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪徳商法等、より複雑で高度化した問題が発生しています。また、消費生活に関する被害報告が性別を問わずあらゆる世代から出ており、大きな社会問題となっています。

本町においては、これまで、事業者に対する立ち入り検査や消費者情報の提供等により、消費者保護対策に努めてきました。特に高齢者を対象とした消費生活に関する相談は急増しており、高齢化する社会の中で消費者行政の占める役割は大きいものと思われまます。

今後においては、福祉関係機関等と連携し、消費者が消費生活に必要な知識を身につけ、自らの適切な判断に基づき行動する意識を高めるとともに、消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防ぐための対策も求められています。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自主的な消費者活動の推進</li><li>② 消費者支援の推進</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 自主的な消費者活動の推進

- ・ 複雑化・多様化する消費生活上の問題に自らの責任において対応できるよう、商品、サービス、取引に関する正しい知識の普及と消費者意識の高揚に向けた取り組みを推進します。
- ・ 消費者の自主的な活動を促進するため、消費者行政に関する情報提供や啓発活動を支援していきます。
- ・ 多様化している様々な問題を地域が迅速に把握できるよう、防災行政無線を活用した注意喚起の情報を提供し、見守りができる体制づくりを支援します。

#### ② 消費者支援の推進

- ・ 消費生活活動に伴うトラブルや被害を未然に防止するため、県消費生活センターと連携し適切な対応、処理を行うことができる相談窓口を充実させていきます。
- ・ 町内で販売されている家庭用品や消費生活用製品の不当表示等に関する注意喚起を促進します。
- ・ 消費者の自覚ある態度を促進し、消費生活における意思決定能力を養成するために、各教育機関と連携し、消費者教育を推進していきます。

## 第2章 安心・健康 ～安心とやさしさ健康福祉のまちづくり～

### 1 健康づくりと医療サービスの充実

#### (1) 保健・予防対策の推進

##### 〔1〕 現況と課題

日本の平均寿命は、生活水準の向上や医療技術の進歩により延伸している中で、本町の平均寿命も男女ともに延伸し、県平均と比較しても長くなっています。しかしながら、健康寿命は平均寿命に比べると短く、県平均レベルで推移しています。また、生活様式の多様化による生活環境の変化とともに、がん、高血圧・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病が増加し、脳血管疾患等が原因で介護が必要となる事例が多くなっています。

本町では、健康教育、健康相談、保健指導に取り組み、生活習慣病予防対策を推進しています。その中でも、若年期からの食生活や日常的な運動等生活習慣を見直す取り組みを継続的に実施することや健康に不調が現れ始めることが多い40代、50代の働きざかり世代への疾病予防対策等各年齢層に応じた予防対策が求められています。

また、地域とのつながりが希薄でストレスの多い現代社会においては、心の健康づくりも大きな課題となっています。心身ともに健康づくりを増進し、疾病を予防するためには、定期的に健康診査を受けるなど、自分の体に関心を持ち、日頃から自分の健康状態を把握しておくことが大切です。このことから、楽しみながら健康づくり活動を行うことができる環境の充実や、医療機関等と連携した健康づくりの推進が求められています。

##### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 総合的なサービス体制の強化</li><li>② 保健活動・予防対策の推進</li><li>③ 健康増進対策の推進</li><li>④ 総合施設の整備</li></ul> |
|--|

##### 〔3〕 施策の展開

###### ① 総合的なサービス体制の強化

- ・ 保健部門と福祉部門が情報の共有を図り、より一層住民に身近な保健・医療・福祉サービスを提供します。
- ・ 健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画に基づき、健康づくりに取り組む各種団体と情報を共有し、連携した取り組みを進めていきます。
- ・ 町内医療機関や医師会、歯科医師会との協力体制の強化を図り、保健・医療・福祉の連携に基づく一貫した体制づくりを推進します。

## ② 保健活動・予防対策の推進

- ・ 一人ひとりが自らの身体状態を把握できるよう、各種検診（健診）の充実や受診機会の確保を図ります。
- ・ 特定健康診査及び特定保健指導を積極的に受診できるよう、各種団体と連携した支援や後押しを行います。
- ・ 各年齢層に応じた健康相談や健康教育等に取り組み、食生活の改善や日常的な運動習慣の推進を促すことにより、生活習慣病の予防を啓発します。
- ・ 健康診査受診後のフォローを充実し、住民の健康管理意識を高めます。
- ・ 各種健診データの一元管理を行う健康管理システムを活用した継続性のある保健指導の推進により、生涯を通じた健康支援を行います。
- ・ 歯と口の健康づくりを推進するため、虫歯予防に加え、歯周病とその予防についての啓発を行います。
- ・ 感染症の発生やまん延を予防するため、予防接種の定期接種をさらに徹底するとともに、感染症予防の啓発を継続的に行います。
- ・ 定期予防接種等について、正しい知識のもと安全に接種できるよう、広報誌やホームページ等で情報提供するとともに、対象者には個別通知を行います。

## ③ 健康増進対策の推進

- ・ 健康づくりに取り組む団体と連携し、健康をテーマとしたイベントの開催を通じて、町全体の健康づくりに対する意識を高めます。
- ・ 住民の健康づくりを支える推進役として、健康づくりに取り組む団体（ヘルスマイト、健康づくり婦人会等）を充実させていくために、各団体と情報を交換し、協力して活動できる体制を整えます。
- ・ 住民の身近な健康づくりを実践する施設等の整備については、住民ニーズ等を把握し、検討します。

## ④ 総合施設の整備

- ・ 住民の健康増進と福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉を統合する総合施設の維持、補修に努めます。
- ・ CO<sub>2</sub>削減の実現に向けたESCO（Energy Service Company）事業を活用し、すこやかセンター伊野の省エネルギー化推進に向けて取り組みます。

## (2) 地域医療の充実

### 〔1〕 現況と課題

本町の医療施設は、病院5か所、一般診療所16か所、歯科診療所9か所が整備されており、日曜日や祝日における初期救急医療については、吾川郡医師会や地元医師団の協力を得て、在宅当番医制を実施していますが、医療機関の少ない吾北・本川地域の住民にとっては医療体制に対する不安があるのが現状です。また、産科、小児科等の医療供給体制も不足しています。

これらの現状に対して、救急医療体制の充実、町立仁淀病院と地域の医療機関及び高知大学医学部附属病院、高知医療センター等高度医療を専門とする医療機関との連携強化や高齢者等が安心して医療が受けられるための在宅医療のさらなる充実が求められています。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 町立医療機関の充実</li><li>② 地域医療体制の充実</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 町立医療機関の充実

- ・ 住民の医療や健康づくりを支える拠点施設として、仁淀病院の医師確保を図ります。
- ・ 高知大学医学部附属病院や高知医療センターとの連携のもと、高度・特殊医療に対応できるネットワークづくりや、地域の病院・診療所との機能分担により、質の高い医療を提供します。
- ・ サービス利用者の求めや身体変化の状況に応じて、保健・医療・福祉の各機関が連携したサービスを提供するため、仁淀病院を核に保健・福祉と一体となった地域包括ケアシステムを構築します。

#### ② 地域医療体制の充実

- ・ 吾北・本川地域の住民が、安心して暮らせるよう仁淀病院附属吾北診療所、吾北地域の民間医療機関との連携や長沢診療所の存続を図ります。
- ・ 医師会の協力のもと、病院と診療所の機能分担及び連携強化を進めます。
- ・ 吾川郡医師会や地元医師団の協力を得て、在宅当番医制事業を推進し、休日、夜間、緊急時等における救急医療体制の充実を推進します。
- ・ 疾病や障害があっても、安心して在宅で暮らせるように訪問看護等の充実を推進します。

### (3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度と医療費助成

#### 〔1〕 現況と課題

国民健康保険制度は、制度発足以来、国民皆保険制度を支える基盤として、地域住民の医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

一方、他の医療保険に属さない者を被保険者とする国民健康保険は、退職者や無所得者が多く占めており、保険税負担感が大きいことや、年齢構成が高く医療費が高水準となるなど制度の構造的な問題を抱えています。さらに、医療の高度化等による医療費の増加も相まって、全国的に財政運営は厳しさを増しています。平成30年度からは、国保制度を将来にわたって守り続けるために、都道府県も市区町村とともに財政運営を担うことになりました。

次に、後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の高齢者等を対象とし平成20年4月から施行された医療制度です。

制度の運営は、都道府県ごとに設置され、すべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と事務を分担して行われています。

給付は、国民健康保険と被用者保険等と概ね同じ仕組みです。医療給付に要する財源は、主に公費による負担、国民健康保険や被用者保険等の現役世代からの支援金、そして後期高齢者からの保険料によって賄われています。

今後も、これらの医療保険制度を取り巻く厳しい環境は継続すると考えられますが、各事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図る必要があります。

また、医療費助成として、乳幼児、児童、重度心身障害児・者、ひとり親家庭の方を対象に医療費の一部を助成し、保健の向上と生活の安定、福祉の増進を図るための制度を実施しています。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 国民健康保険・後期高齢者医療事業の推進</li><li>② 医療費への助成</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 国民健康保険・後期高齢者医療事業の推進

- ・ 収納率の確保・向上

保険税（料）は、被保険者が病気やケガをした時の医療費の負担を軽くするための財源となります。公平負担の観点から保険税（料）の収納率の向上対策に取り組めます。

- ・ 医療費の適正化

医療費は、被保険者の健康状態を表す指標であると同時に、医療費が増加することによって、被保険者の保険税負担の増加や財政運営の悪化の要因となります。被保険者の健康の保持と医療費適正化の取り組みとして、給付内容点検の適正化やジェネリック医薬品の利用促進、適正な受診を促す保健指導をはじめ、生活習

慣病予防等の啓発活動に取り組みます。

- ・ 保健事業の推進・強化

データ分析による課題の明確化、効果検証等P D C Aサイクルに基づく各保健事業の評価を行いながら、被保険者の健康づくりを推進します。

② 医療費への助成

- ・ 各種保険制度や国、県の医療費助成制度との調整を図りながら、乳幼児、児童、重度心身障害児・者、ひとり親家庭医療等の医療費に対する適切な助成を行います。

## 2 子育て支援の充実

### (1) 母子保健サービスの充実

#### 〔1〕 現況と課題

核家族化の進行や出生者数の減少、都市化の進展やライフスタイルの変化等により、妊娠や出産、育児等の母子や子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育て世帯の孤立、家庭の育児能力の低下、低体重出生児の増加、児童虐待等が危惧されています。

本町では、出産前妊婦訪問、ハイリスク妊婦への訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、育児相談を実施し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、また、子どもが生きる力を育みながら心身ともに健やかに育つように、周産期から早期にかかわる支援体制の充実を図ってきました。また、様々な問題を抱えながら子育てしている保護者に対しては、その環境等個々に応じたきめ細やかな支援を継続させ、より一層の支援体制の充実が求められています。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 妊娠・出産期への支援</li><li>② 乳幼児期への支援</li><li>③ 思春期への支援</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 妊娠・出産期への支援

- ・ 安心して出産を迎えることができるよう母子健康手帳の発行時に全妊婦と面談を行い、訪問指導等を通じて個々に応じた支援を継続します。
- ・ 必要に応じて医療機関との連携を図り、安心・安全な出産ができるように支援します。
- ・ 子育て世代包括支援センター「どんぐり」においては、妊娠初期からの状況・経過を継続的に把握し、必要な支援の調整をしたり、関係機関との連絡調整の役割を担う等、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないきめ細やかな支援を提供するよう努めます。
- ・ 子育て支援センター「ぐりぐらひろば」と連携し、妊娠期を健やかにすごせるよう支援します。

##### ② 乳幼児期への支援

- ・ 乳児訪問指導の実施を継続し、育児不安のある親の支援に努めます。
- ・ 乳幼児の発育・発達状況を把握するとともに、育児不安を抱く親の発見や助言を行う等、多職種の特任職による乳幼児健診の充実を図ります。
- ・ 親が子どもの発達を理解し、発達に応じた育児ができるよう、発達に配慮が必

要な子どもの早期発見・支援・療育に努め、あわせて親の負担軽減、発達特性及び対応方法への理解を深めるフォローを行うことにより、よりよい親子関係の構築に努めます。

- ・ 地域での育児相談、離乳食講習等を実施し、育児情報の提供や育児方法に関する助言を行います。
- ・ 地域に根ざした子育て支援活動を推進するために、母子保健推進員の養成を行うとともに、母子保健推進員等と連携した活動を推進します。
- ・ 医療機関や保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」等と連携を図りながら乳幼児の健康や子育てを支援します。

### ③ 思春期への支援

- ・ 健全な父性・母性意識を育て、幼児期から思春期にかけて命の大切さについての正しい知識の取得と意識の向上のために、学校等関係機関との連携を図り、「いの・いのち育て事業」等を通じて、中学生が乳幼児とふれあう場づくり、性についての正しい知識を得る環境づくり、子どもを産み、命を育むことに関する学習機会を提供し、啓発活動や体験事業を実施します。

## (2) 保育サービスの向上

### 〔1〕 現況と課題

共働き世帯の増加や就業形態の多様化等により、家庭における日中の保育支援を必要とする家庭が増加し、子どもを取り巻く保育環境は大きく変化しています。

伊野地域においては、保育対象児童数は減少している中、低年齢児童の入園が増加している現状を踏まえ、満6か月からの乳児受け入れ体制を整え実施している施設もあり、今後もさらなる施設整備や次世代育成のための各種保育サービスについても総合的な対応が求められています。

### 〔2〕 施策の体系

① 保育サービスの充実
-------------

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 保育サービスの充実

- ・ 延長保育、一時保育、乳児保育等地域の実態を踏まえた保育ニーズへのきめ細かな対応を行います。
- ・ 適切な職員配置により、質の高い幼児期の教育や保育の維持・向上を図り、豊かな経験を通してすべての子どもが健やかに成長できるよう努めます。
- ・ 特別支援を要する園児については、その支援の種類、程度に応じて加配保育士等を配置するとともに、園児の家庭と専門機関との連携を強化し、より良い育成環境の整備を推進します。

### (3) 子育て支援体制の充実

#### 〔1〕 現況と課題

全国的な傾向ではありますが、本町においても出生数の減少、核家族化や共働き世帯の増加、地域力の低下等、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。子育て環境の変化により、出産や育児に対する不安も多様化しており、保護者の仕事と育児の両立という負担感は子どもの心の成長にも大きく影響を及ぼします。

また、出生数に地域差はあるものの、地域に関係なくひとり親家庭の増加がみられています。

そのため、地域の子育支援機能の充実が重要となっています。子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するために、身近で相談が受けられ交流もできる育児相談を実施しています。

他にも、保育園・幼稚園・認定こども園での園庭開放、妊娠期から子育て期までの子育て世代の身近な相談窓口である子育て世代包括支援センター「どんぐり」や妊娠期から就園前の親子の出会いと交流の場として子育て支援センター「ぐりぐらひろば」を設置しています。

児童相談の窓口としては平成16年に児童福祉法が改正され、市町村が児童家庭相談に対応することとなりました。相談件数のうち、児童虐待の件数や要支援とされる家庭は、ともに増加傾向にあります。これらの各種相談窓口を充実していくとともに、町の現状や地域の特性を踏まえ、子育ての基盤が親であり家庭であることを基本に、関係機関との連携を強めながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりや支援に、地域全体で取り組むことが求められています。また、各種相談内容が、複雑化・深刻化する傾向が強いことから、所属所管を越えての多職種・多機関との連携が必要となっています。

#### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 子育てに係る環境整備</li><li>② 子育てに係る経済的負担の軽減</li><li>③ ひとり親家庭に対する支援</li><li>④ 児童相談窓口体制の充実</li></ol> |
|--|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 子育てに係る環境整備

- ・ 児童虐待の防止に向けて、関係機関、関係団体等の緊密な連携を図りつつ、相談支援体制の強化を図ります。
- ・ 平成27年に策定した子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する施策を推進していきます。

子育て世代包括支援センター「どんぐり」では、母子健康手帳交付の際に、保健師が妊娠や出産にかかわる説明を行います。また、電話、来所、訪問等利用者の都合に合わせた相談活動や、一人一人のニーズに合った情報提供を実施します。

- ・ 子育て支援センター「ぐりぐらひろば」では、妊娠期から子育て中の親子の交

流の場の提供・促進をしています。妊娠や子育てに関する講座の開催や、相談や援助活動、また、地域の子育て関連情報の提供を行っています。さらに、地域全体で子育てを支援する拠点として、子育て支援活動の展開を図るための取り組みを充実させていきます。

- ・ 昼間保護者のいない児童のための放課後児童クラブを充実します。
- ・ 子どもが安心して遊べる身近な遊び場・遊具の整備に努めます。

## ② 子育てに係る経済的負担の軽減

- ・ 児童手当の支給、乳幼児・児童医療費の助成等を通じて、保護者の負担軽減に努めます。

## ③ ひとり親家庭に対する支援

- ・ ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、国・県等の関係機関と連携して就労の相談、情報提供や資格取得に対する支援に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員等の連携により、生活実態を把握するとともに、子育てや生活面での専門的な相談体制を充実し、家庭の事情に応じて身近で適切な対応ができる相談業務の推進を図ります。
- ・ ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。

## ④ 児童相談窓口体制の充実

- ・ 子育ての不安や悩み事等の相談受理体制を整備し、安心して家庭で育児ができるよう、関係機関と連携して、それぞれの家庭に応じた支援を実施します。
- ・ 要保護児童の早期発見・早期対応に向けて、要保護児童対策地域協議会を効果的に運用し、的確な情報を収集して、関係機関と連携して、家庭への支援を適切に行います。

### 3 福祉の充実

#### (1) 高齢者福祉の充実

##### 〔1〕 現況と課題

町全体では、平成31年4月現在の高齢化率は約38%ですが、本川地域、吾北地域は高齢化率が54%を超えています。今後ますます一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらなる高齢化の進展が予想されます。

このような状況から、高齢者がいくつになっても、安心して住みなれた地域で暮らすことのできるよう、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの深化・推進、地域での見守りやともに支え合う地域づくりを支援していく必要があります。特に、中山間部では、地理的な条件から社会参加が困難な場合があり、閉じこもり傾向もみられることから、外出機会を増やすための対策やフレイル予防が求められています。

また、介護保険サービスの充実と合わせて、高齢者が要介護状態にならないよう、又は要介護状態である方がさらに悪化することがないように、介護予防の取り組み、高齢者の生きがいくつくりや健康づくりを進めることが重要です。

さらに、高齢者が生涯を通じて長年培ってきた知識や経験を活かした生活ができるよう、生涯現役社会にむけた環境づくりも求められています。

##### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 福祉サービスの充実</li><li>② 介護予防・生活支援の充実</li><li>③ 介護保険サービスの充実</li><li>④ 生涯現役社会づくりの推進</li><li>⑤ 地域包括ケアシステムの深化・推進</li></ul> |
|--|

##### 〔3〕 施策の展開

###### ① 福祉サービスの充実

- ・ 高齢者が地域で自分らしく、自立した生活ができるように、外出支援サービス事業、生きがい活動支援通所事業等生活支援サービスを提供します。
- ・ オムツチケット、家族介護支援金の支給や住宅改造のための助成、安心ネットワーク事業等の実施により、高齢者の在宅生活を支援します。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ・ 認知症についての正しい理解を深めるための知識の普及や啓発を行うとともに、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、関係機関と連携しながら、認知症高齢者等への支援を充実します。

## ② 介護予防・生活支援の充実

- ・ 住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動や元気なときから切れ目のない介護予防を推進します。
- ・ 現在実施されているリハビリテーションのほか、筋肉量の減少予防や栄養管理を含めたリハビリテーション専門者の関与による介護予防の取り組みを推進します。
- ・ 住民一人ひとりが見守り等の生活支援活動の担い手となって、住民同士で互いに助け合いながら、地域での役割や生きがいを感じながら生活できるよう、生活支援コーディネーターが住民のニーズを把握しながら、支え合いの地域づくりを支援します。

## ③ 介護保険サービスの充実

- ・ 介護保険サービスに地域間の格差が生じないように努めるとともに、サービス提供事業者と連携した制度等の周知や、利用者からの相談・苦情の迅速かつ適切な対応を推進します。
- ・ 介護保険事業を円滑、適正に運営するため、利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護給付費の適正化等を図ります。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備を実施していきます。

## ④ 生涯現役社会づくりの推進

- ・ 地域社会において、高齢者が長年培ってきた知識や経験等を活かし、健康で生きがいを持って社会参加できる環境づくりを行います。
- ・ シルバー人材センター等の積極的な活用により、就労機会の確保を一層推進するとともに、個々の状態に応じて働くことができる環境づくりを行います。
- ・ 多くの住民が健康づくりや生きがいづくりが行えるよう健康増進、社会参加、レクリエーション活動等の場を提供します。
- ・ 高齢者が、老人クラブ等の地域社会活動に参画できる環境づくりを行います。
- ・ ボランティア活動やコミュニティ活動の拠点となる施設、設備の整備を推進します。

## ⑤ 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を整え、それぞれの地域課題を分析し、より効果的な介護予防の取り組みや、重度化防止の効果的な施策について、リハビリテーション専門職と連携をしながら推進していきます。
- ・ 福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、関係機関との連携等に努め、地域共生社会の実現に向けた包括支援体制の構築を目指していきます。

## (2) 障害児・者福祉の充実

### 〔1〕 現況と課題

本町では第3期障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定し、障害児・者のための福祉施策を推進しています。

障害児・者のニーズが多様化する中で、地域の理解と支え合いの体制づくりや社会参加のための環境整備、バリアフリー化への取り組みが十分とはいえません。このことを踏まえ、今後も障害児・者の地域生活支援のための施策の充実を図ることが重要となります。

### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 相談支援体制の充実</li><li>② 障害福祉サービスの充実</li><li>③ 社会参加の促進</li><li>④ 保健・医療などの充実</li></ul> |
|--|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 相談支援体制の充実

- ・ 障害児・者本人、又はその家族等支援者の状況やニーズに合わせた情報提供等支援の充実を図ります。
- ・ 障害福祉サービス利用者全員が、個々の特性に応じたきめ細かいサービス等利用計画に基づき支援が受けられるよう、相談支援事業所の確保並びに支援に取り組みます。
- ・ 町及び相談支援事業所を中心に、住民・関係機関等と連携して、地域において安心して生活できるよう権利擁護を推進します。
- ・ 地域自立支援協議会において、相談支援事業の中立・公平性の確保を図るとともに、困難事例への対応や地域課題の解決等に取り組みます。

#### ② 障害福祉サービスの充実

- ・ 在宅支援、施設支援及び日中活動の場等の必要量の確保を行い、介護者の負担軽減にも配慮しながらサービスの充実を図ります。
- ・ 地域での自立した生活をしていくための支援を充実します。

#### ③ 社会参加の促進

- ・ スポーツやレクリエーション等の活動や福祉サービスを充実し、社会参加を支援します。
- ・ 教育機関及びハローワークや関係機関等と連携しながら、相談、就職、職場定着まで、総合的な支援を実施して、障害者の雇用を推進します。
- ・ 地域の理解を深め、支え合いの体制づくりを進めていきます。

- ・ 高知県ひとにやさしい町づくり条例に基づき、施設等のバリアフリー化を推進します。

④ 保健・医療などの充実

- ・ 関係部署との連携を図り、障害の早期発見や適切な療育が受けられるよう総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 自立支援医療費制度、重度心身障害児・者医療費助成制度により必要な医療費を助成します。
- ・ 緊急時や災害時等に障害児・者の安全が確保されるよう支援体制づくりを進めていきます。

### (3) 地域福祉の充実

#### 〔1〕 現況と課題

かつては、隣近所や、集落での助け合い・ふれあい等相互扶助意識が強く、地域社会の中で安心して暮らすことができました。しかし、近年では、若者の流出や少子・高齢化による著しい地域社会の変化により、その意識や地域での支え合いが薄れているのが現状です。

また、近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障害者等、災害時要配慮者が犠牲者になるケースが全国的に多く見られ、そうした方々の避難支援対策が大きな課題となっています。

このような中、一人暮らしになっても“一人ぼっちを感じず、いの町にずっと住みたい、住んでよかった”と思える温かみのある町づくりの実現に向けて、住み慣れた地域での自立生活を可能にし、また、社会との交流を進め、一人ひとりが生きがいをもった生活ができるための体制づくりと、住民同士がお互いに“見守り上手・見守られ上手”になり、地域でそこに生活する人を支えられるような地域力の向上が求められています。

今後も、行政の施策のみではなく、地域住民の参加やボランティア活動等地域住民が相互に助け合うシステムや環境づくりをより高めていくとともに、地域力を活かした日ごろからの支え合いや助け合いのもと、災害から身を守るための様々な場面を含めた一体感のある地域福祉の取り組みが必要です。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域福祉計画の推進</li><li>② 民間との協働・連携</li><li>③ 地域福祉活動への住民参加の促進</li><li>④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 地域福祉計画の推進

- ・ 一人暮らしになっても“一人ぼっちを感じず、いの町にずっと住みたい、住んでよかった”と思える町づくりを目指した計画を地域福祉推進連絡会で進捗管理しながら推進します。

##### ② 民間との協働・連携

- ・ 住民一人ひとりの多様なニーズに対応し、きめ細かなサービスを展開するため、民間事業者、NPO、ボランティア団体による活動を支援します。

### ③ 地域福祉活動への住民参加の促進

- ・ 地域社会全体で高齢者、障害者、子どもを支え育てていく地域社会づくりをめざして、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、あったかふれあいセンター等との連携を密にするとともに、地域福祉活動を展開するボランティア・NPO等の組織の充実を図ります。
- ・ 地域福祉の拠点づくり（あったかふれあいセンター事業）を地域住民の意見を取り入れながら進め、地域ニーズの把握や問題解決に努めます。
- ・ ミニデイサービス、るんるん若ガエル体操及びサロン等の事業に携わるサポーターを対象に交流会を実施し、サポーター同士のつながりや情報共有を大切にしながら結びつきを強め、地域の意見を取り入れながら集いの場を確保し事業を推進していきます。
- ・ 地域住民が主体的な地域活動を行っている地域については、他地域に積極的に紹介するとともに、これから地域課題に取り組もうとする地域については、町や社会福祉協議会、その他関係機関・団体と連携して実践していくなど、地域の特性に応じた地域福祉活動の推進を図ります。
- ・ 町内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等と情報を共有し、地域住民の協力のもと災害時要配慮者支援計画の個別計画作成を通して地域コミュニケーションづくりを進め、災害時要配慮者を支援するネットワークの構築を図ります。
- ・ ボランティア活動への住民の参加を促進するため、啓発活動や各種講座の充実を図ります。

### ④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ 誰もが安心して暮らせるよう、バリアフリー化をさらに進めて、公共施設や歩道・車道の段差の解消、道路の傾斜の改善、低床バス・電車の導入支援等、すべての人が利用しやすいような環境整備を推進します。
- ・ 歩道に自転車を放置しないことや段差のあるところで困っている方に手を貸すなど、温かみのある心のユニバーサルデザインについても推進していきます。

### 第3章 産業振興 ～多彩な産業が展開され活力あるまちづくり～

#### 1 農林畜水産業の振興

##### (1) 農業の振興

###### 〔1〕 現況と課題

全国的な傾向として、農業は、農産物の輸入自由化等による価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手の減少等厳しい環境におかれています。

本町の総面積に占める経営耕地の割合は、約0.6%、総農家数841戸のうち303戸（2015年農林業センサス）が販売農家となっており、気候や地理的条件を活かした農業が行われています。

全国的な傾向と同様に本町においても、担い手の減少や耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害は加速の一途をたどっていますが、一方で、地域農業の将来について話し合うきっかけとなった「人・農地プラン」づくりで、地域の担い手の確認や集落営農組織づくり等を併せて検討する中で、町内でも先進的な取り組みをしている吾北地区を参考に伊野地区で第1号となる「七色の里営農組合」が成山で発足し、耕作放棄地の再生利用を実施しました。担い手等の確保も、いの町農業公社が実施する研修事業が新規就農者の育成・定着に繋がり、地域の中心経営体に位置づけられるなど、明るい兆しも見られます。

また、町内13か所に設置されている農産物直販所が、消費者の食に対する安全・安心への関心の高まりから、今後も消費の増加が見込まれ、農産物の販路としても期待されます。

今後も、地域農業の実態に応じた営農支援や担い手等の確保・支援について、JA合併による地域農業への影響とTPP協定による重要5品目（米、麦、牛・豚肉、牛乳・乳製品、甘味資源作物）への影響を見極めながら、関係機関と連携して地域農業のあり方を検討し、消費者が安心して求めることができる安心・安全な農産物の生産と販売促進に向けた取り組みが必要となっています。

###### 〔2〕 施策の体系

- ① 農地の保全管理
- ② 農業生産基盤の整備
- ③ 農業経営の安定化の推進
- ④ 有害鳥獣対策の推進
- ⑤ 特色ある農業の推進
- ⑥ 担い手等の育成

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 農地の保全管理

- ・ 本町が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく利用権等設定や農地中間管理機構、農業公社、農業委員会と連携した農地の貸借・農作業受委託の斡旋を促進します。
- ・ 国の中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用等により、地域社会の維持、耕作放棄地の解消と優良農地の保全等に努めるとともに、各制度の集落協定から発展する集落営農を担い手として位置づけ、農業機械の共同利用や受委託、園芸品目の共同生産等を行う集落営農の組織化、育成に取り組みます。

#### ② 農業生産基盤の整備

- ・ 令和元年度から北浦地区において、農地耕作条件改善事業を活用し、灌漑対策を行います。また、引き続き、生産性向上と農業の近代化を図るため、ほ場整備、農道、耕作道、用排水路施設等の農業生産基盤の整備を推進します。

#### ③ 農業経営の安定化の推進

- ・ 経営が不安定な就農初期段階の青年就農者等に対して、農業次世代人材投資資金の活用や、農業技術の習得支援や賃貸借による耕作地の確保、レンタルハウス・利子補給による初期投資の軽減等の支援制度の充実を図ります。
- ・ TPP協定に伴う内外価格差や国内同品目との競争に対し、地域ブランド化や加工等で付加価値をつける取り組みを推進します。
- ・ 機械や施設の共同利用の促進等により、省力化、低コスト化を促し、経営体質強化を図ります。
- ・ 経営所得安定対策制度の活用等により、農業経営の安定化を図るとともに、食料自給率の向上に向けた取り組みを推進します。
- ・ 地域で収穫された農作物を地域で消費する地産地消を進めるため、道の駅・直販所等の有効活用を図るとともに、小中学校の給食をはじめ、その他の公共施設での地場農産物の活用と、食育を推進します。

#### ④ 有害鳥獣対策の推進

- ・ 有害鳥獣の個体数を抑制するための捕獲活動を充実させるために、各地区の猟友会と連携を図り猟友会員による巡視及び捕獲を推進します。
- ・ 侵入防止柵等に対する補助により、農林作物の被害防止を推進します。
- ・ 新たな有害鳥獣の捕獲の担い手を確保することで被害の軽減を図るため、引き続き狩猟免許取得等の補助を行っていきます。

⑤ 特色ある農業の推進

- ・ 県の試験研究機関・農業振興センターやJ A・農業公社等と連携し、安全・安心な農作物の栽培や高付加価値農作物の栽培等を推進します。
- ・ 消費者のニーズに合った農産物・農産加工品の開発や、生産者の顔が見える新しい流通形態への取り組み支援等、6次産業化の推進や地産外商により消費拡大を図ります。

⑥ 担い手等の育成

- ・ 認定農業者、指導農業者の育成や、就農意欲のある青年等が営農定着できるよう、いの町農業公社や高知県農業会議が実施する研修事業を活用し、新規就農者の育成を推進します。また、地域の話し合いを推進し、実情に合った各種補助制度を有効に活用できるよう支援を行います。

## (2) 林業の振興

### 〔1〕 現況と課題

本町の民有林における人工林面積は20,109haで人工林率は66%、その蓄積は約1,180万m<sup>3</sup>と量的には充実しつつあり、資源として本格的な利用が可能となる段階を迎えています。そのため、森林の有する公益的機能に配慮しつつ、かつ、森林に対する地域住民の要請を踏まえながら、森林施業の集約化や林内路網の整備等による林業生産活動の効率化・活性化を図る必要があります。そして、これらの取り組みを加速化するに当たっては、平成31年4月に施行された森林経営管理法や森林環境譲与税といった新たなツールを踏まえながら、森林組合等の林業事業者、自伐林家といった様々な森林・林業の担い手への適切な支援や、環境先進企業等との連携を今後とも進める必要があります。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 森林計画制度の適正な運用</li><li>② 林業生産活動の効率化・活性化</li><li>③ 森林経営の担い手育成と産学官連携の推進</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 森林計画制度の適正な運用

- ・ 平成23年4月の森林法改正に伴い、地域の森林整備のためのマスタープランとして位置づけられた市町村森林整備計画について、より実効性のあるものへと必要に応じて見直しを進めます。
- ・ 森林資源を持続的に利用するためのツールである森林経営計画の認定責任を果たすとともに、林業事業者等による森林経営計画の策定への取り組みを積極的に支援します。
- ・ 森林・林業施策を進める上で、その基礎データとなる森林情報の精度向上に向けた取り組みを進めます。

#### ② 林業生産活動の効率化・活性化

- ・ 私有林においては、町外に居住していることなどにより自己所有森林の管理に関心のない所有者も多いものと考えられることから、森林所有者と林業事業者との連携を構築することなどを定めた森林経営管理法に基づき、森林の状況を踏まえつつ、森林所有者のニーズを把握し、その結果、森林所有者から委託された森林については、町において適切に経営管理を実施することとします。
- ・ 林内路網を構成している林道、林業専用道及び森林作業道は、森林整備や素材生産を効率的に行うためのネットワークであり、林業における最も重要な生産基盤です。林内路網の整備は、作業現場へのアクセス改善、高性能林業機械の導入による安全性の向上、災害時の搬送時間の短縮等が期待でき、林業の労働条件の改善にも大きく寄与することから、計画的に推進します。

- ・ 小規模で分散している森林を取りまとめて、一体的に施業等を行う集約化を進める取り組みや、施業規模、地形等の環境要因に応じた作業システムの構築に向けた林業機械の導入について、積極的に支援します。
- ・ 資源として充実しつつある人工林を中心に、引き続き、間伐、保育等の森林整備への支援を積極的に実施するとともに、齢級構成の平準化に向けた主伐・再造林への支援にも取り組みます。
- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき制定した「いの町産材等利用推進方針」を踏まえ、公共建築物や公共土木工事において町産材をはじめとする国産材の利用を推進することにより、木材需要を創出するとともに、木材利用の拡大といった波及効果を促すこととします。なお、実施に当たっては必要に応じて、森林環境譲与税を活用します。
- ・ 特用林産物は、地域の経済振興や雇用の確保に大きな役割を果たすことが期待されることから、県等の関係機関と連携した生産量の増加や品質向上、販路拡大に向けた取り組みを支援します。

### ③ 森林経営の担い手育成と産学官連携の推進

- ・ 森林環境譲与税を活用し、新規就業者の確保・育成を図るため、林業事業体が新たに雇用した林業就業者に対し行う安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能等を習得させるための取り組み等への支援を行います。また、林業就業者の労働安全確保の取り組みも進めていきます。
- ・ 環境先進企業、試験研究機関、林業事業体といった様々な機関等との連携による森林整備や共同試験等の実施といった森林・林業の活性化に向けた取り組みを進めます。なお、平成29年11月に設立した「いの町林政連絡調整円卓会議」の定期的な開催により、林業事業体、自伐林家及び町行政との適切な情報共有を図っていきます。

### (3) 畜・水産業の振興

#### 〔1〕 現況と課題

畜産業については、伊野地域は、肉用牛の肥育経営農家が2戸、吾北地域では、肉用牛の繁殖経営農家が6戸あります。本町で飼養されている肉用牛は褐毛和種（高知系）であり、JAを通じて系統出荷されているものは「土佐あかうし」として流通しています。「土佐あかうし」は、赤身とサシ（霜降り）のバランスが良くヘルシーであることなどから、近年人気となっています。

しかしながら、後継者不足、高齢化等により農家数、飼養頭数ともに年々減少傾向にあり、今後は、後継者対策や管理基準に即した家畜排せつ物の管理や堆肥としての利用促進等耕畜農家連携による取り組みが必要となってきます。

本川手箱きじは、需要も安定しています。今後はさらに生産コストの引き下げとともに、販路の拡大を図り、消費者に安心して購入してもらえるブランドづくりに努めていくことが必要です。

水産業については、仁淀川・吉野川では、漁業協同組合が、漁場の管理事業等を行っており、今後も禁漁期間の調整、稚魚・成魚の放流等、自然との共生、資源保護のための事業展開が必要です。

#### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 経営の安定化と資源循環型農業の推進</li><li>② 消費拡大の推進</li><li>③ 水産資源を活かした交流の促進</li></ul> |
|--|

#### 〔3〕 施策の展開

- ① 経営の安定化と資源循環型農業の推進
  - ・ 消費者に安全な畜産物を供給するため、飼養環境の改善や排せつ物の適正管理の強化に向けた取り組みを推進します。
  - ・ 農業協同組合や県畜産試験場・耕種農家等と連携し、生産技術の向上、生産コストの低減、畜産品の特産品化、排せつ物の堆肥化に努めることにより、経営の安定化を図ります。
  - ・ 「土佐あかうし」は高知県の土佐和牛ブランド推進協議会が地域団体商標を取得し、ブランド化されているため、県の協議会とも連携をとりながら消費拡大と高値安定を目指します。また、生産基盤の取り組みとして県単独事業等の導入を生産者と連携を取りながら進めます。
  - ・ 水産業については、漁業協同組合と連携して、漁場の管理等を推進します。
  - ・ 本川地域の特産品である本川手箱きじは、従来の任意団体から、組織体制の強化を図るため、平成26年12月に「本川手箱きじ生産企業組合」として法人格を有し、地域雇用の受け皿として取り組んできたところです。また、外商活動等の販路拡大に取り組むとともに、衛生管理の向上や改善に努め、商品の品質向上を図り、安定した経営を目指します。

② 消費拡大の推進

- ・ 市場や消費者のニーズ等に合った生産技術の開発や生産者の顔が見える新しい流通形態への取り組みを支援することにより、消費拡大を図ります。

③ 水産資源を活かした交流の促進

- ・ 水産業については、内水面漁業と親水性レクリエーションを活かした観光漁業等の育成を図るとともに、「あめご釣り大会」の開催等のイベントを通じて都市と山間地域との交流を促進します。

## 2 商工業・サービス業の振興

### (1) 商業・サービス業の振興

#### 〔1〕 現況と課題

今日まで地域経済の発展を支えてきた中心市街地は、大型店の郊外への進出や住民生活圏の広域化等も影響し、高齢化と後継者不足、空き店舗の増加等空洞化が進み衰退してきています。

中心市街地に活気を生むためには、まちづくりの中心的役割を担う人材の育成や、情報メディアの多様化等に対応できる体制づくり、コミュニティビジネス等地域に根ざしたサービスの提供や時代の変化に対応した商業の振興が求められています。

一方、市街地から遠い中山間地域では、人口減少や高齢化等で商業が成り立たない状況となり、移動販売や、通信販売といった従来とは異なる商品の流通を考えなくてはなりません。

今後は、中心市街地と周辺部、中山間地域等、それぞれの地域の実情を把握し将来を予測しながら、商業者や住民、行政が一体となって商業・サービス業の振興を図る必要があります。

#### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 商業・サービス業の活性化</li><li>② 経営の強化</li></ul> |
|--|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 商業・サービス業の活性化

- ・ 中心市街地の商店街においては、紙の博物館や紙の歴史を伝える街並みとともに、仁淀川や椙本神社等の周辺の地域資源を活かし、商店街のにぎわい創出を図ります。
- ・ 商工会や商業振興会が連携して取り組んでいる空き店舗対策やイベント、販売促進事業等への支援を行うことにより、魅力あるまちづくりを促進します。
- ・ 中山間地域の将来を見据えた商業育成や地域住民の利便性とニーズに対応した宅配サービス事業等を推進します。

##### ② 経営の強化

- ・ 経営診断等を踏まえた商工会の適切な経営指導により、特色ある品揃えや無店舗販売・移動販売等の販売形態等、地域や消費者のニーズに対応した経営の促進を図ります。
- ・ 商工会と連携し、経営診断、経営指導、融資制度の充実や講習会の実施等を通して経営者の意識高揚と経営強化を図るとともに、後継者の育成に取り組みます。

## (2) 工業の振興

### 〔1〕 現況と課題

平成29年の工業統計による本町の工業の製品出荷額総額は297億円であり、全体の71%を製紙業が占めています。しかしながら製紙業は、地域間競争の激しさや景気の低迷等の影響を受けて事業所数や従業員数ともに減りつつあります。

今後は、技術の高度化や地域特性を活かした、より付加価値の高い新製品の開発を推進する等製紙業の高度化と経営の合理化を図っていく必要があります。また同時に、製紙業の基盤でもある水資源は、仁淀川の伏流水に頼っていることから、工業用水の安定的確保と有効利用に努めるとともに、排水浄化についても清流保全のための対策を強化する必要があります。

また課題として、中心産業である製紙工業の発展を図りつつ、関連産業の育成や、新分野の産業発展を推進することが挙げられます。そして、雇用による人口増や産業の活性化を図るためにも企業誘致等を進める必要があります。

### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 経営・技術の強化</li><li>② 工業用水の確保</li><li>③ 企業立地の促進</li></ul> |
|--|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 経営・技術の強化

- ・ 商工会との連携のもと、経営診断・指導の充実、各種制度資金の活用等により企業の経営改善と設備の近代化を促進します。
- ・ 製紙業については、雇用の受け皿として更なる発展が図られるよう、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、生産性の向上等を目指す積極的な企業の取り組みを、県や産業支援機関、業界団体等と連携し支援します。
- ・ 独自の技術力、製品力を有する企業、グループ、個人等の新たな分野への進出や創業を支援するため、県や産業支援機関、業界団体、地元企業等と密接に連携し、関係機関等への橋渡しやきめ細かな情報提供を行います。

#### ② 工業用水の確保

- ・ 製紙工業会との連携を強化し、水資源の調査研究に努め、製紙業の基盤である工業用水の安定確保対策を推進します。

### ③ 企業立地の促進

- ・ 県や関係機関との連携のもと、企業の立地動向に関する情報収集に努めるとともに、遊休地、遊休施設等の情報提供を行う等企業誘致活動の充実を図ります。
- ・ 進出企業に対しては、地元企業として安定操業ができるよう、初期投資等の負担軽減を図るための助成や、操業後のアフターケアの充実等を推進します。
- ・ インターチェンジ1 km以内の農地において、まちづくりの方針に沿った企業の立地を認めることにより、企業誘致の推進を図り、産業の振興と雇用の創出を目指します。

### (3) 伝統産業の振興

#### 〔1〕 現況と課題

土佐和紙の発祥の地として、本町の手すき和紙の振興は、大変重要であります。

手すき和紙業は、時代の変遷に伴って全国的に衰退しましたが、手すき和紙は、今でも根強い人気があり、中でも土佐和紙は、種類の豊富さと品質の良さで有名です。

現在、本町における手すき和紙の工場数は、わずか10軒程となり、そのすべてが家内工業で生産されています。道具職人や原料栽培農家においても高齢化や後継者不足が深刻な状況で、県の産業振興計画にも「土佐和紙の販売促進と保存・継承」を位置づけ、関係機関との連携を図りながらそれぞれの課題解決に努めています。

最近では、本町の手すき和紙職人が、いの町産の原料にこだわり写真家が使う「プラチナプリント」の印画紙として開発した「土佐白金紙」が、共同開発者であるPGI（フォトギャラリーインターナショナル）から発売され、一定の売り上げが見込める商品となっています。

また、土佐和紙国際化実行委員会では、高知国際版画トリエンナーレ展にあわせて手すき・機械抄き和紙（28種類）の版画用土佐和紙見本を製作し、国内外の版画作家に送付する等、販路拡大に向けたPRに努めています。

このように写真・版画・保存修復等分野に特化した高付加価値商品は、国内のみならず海外へも販路を拡大する取り組みが進んでいます。

今後も、土佐和紙の伝統を守っていくためには、後継者の育成を図るとともに、高品質な原料の安定的確保に努め、商品開発と販路拡大に積極的に取り組むとともに、伝統的製品から現代の市場ニーズにマッチした製品まで広く展開していくことが今後の課題です。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 後継者の育成</li><li>② 需要・販路の拡大</li><li>③ 情報発信・交流連携</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

- ① 後継者の育成
  - ・ 県や産業支援機関、高知県手すき和紙協同組合と連携し、手すき和紙職人や道具職人の後継者育成を図ります。
  - ・ 原料生産者の後継者育成に向けた取り組みを推進します。
- ② 需要・販路の拡大
  - ・ 県や産業支援機関、高知県手すき和紙協同組合、紙の博物館、土佐和紙工芸村の連携のもと、使用者・消費者ニーズにあった高付加価値商品や新商品の開発を推進します。また、和紙を活用していない使用者等に和紙の特性や用途の提案を行い、新たな販路開拓に向けた取り組みを推進します。

- ・ 紙の博物館や土佐和紙工芸村を活用した土佐和紙のPRや商品販売額の増加に向けた取り組みを推進します。

③ 情報発信・交流連携

- ・ 土佐和紙の技や伝統を学校教育や観光資源、地域間交流や国際交流等に活かすことにより、郷土への愛情や誇りを育むとともに、土佐和紙の良さと土佐和紙発祥の地「いの町」を国内外に発信していきます。

### 3 観光の振興

#### (1) 観光の振興

##### 〔1〕 現況と課題

本町は、四国山地を背に石鎚山系吉野川源流の標高1,800m級の山岳地帯から標高400m前後の里山、2年連続水質日本一となった清流仁淀川が流れる町の中心地（JR伊野駅の標高約14m）と、変化に富んだ環境にあります。その中に豊かな自然や歴史的商家の町並み、土佐和紙等多様な観光資源を有しています。

しかしながら、観光施設の老朽化等により集客力は弱まり、また冬季の山岳観光は積雪や凍結等による影響を受けやすいなど、観光資源を有効利用した観光客の呼び込みや産業の活性化に成功しているとは言い難いのが現状です。

「豊かな自然と心に出会えるまち」として自然と伝統、産業と住民が一体となった総合的な「観光資源」を創造し、発信していく必要があります。

そのためには、個性ある観光メニューづくりを推進するとともに、広域的な視点で核となる観光施設のネットワークづくり、点在する施設を面的な観光へ広げていき、施設間の相互連携や国際的な体制整備を推進する必要があります。

仁淀川流域6市町村（土佐市、いの町、越知町、佐川町、仁淀川町、日高村）が連携し、流域の観光活性化を目的として、設立した仁淀ブルー観光協議会では一体的なPRを行うことによって、広域的に観光客を呼び込み、より積極的な観光振興を推進していく必要があります。

##### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 観光資源の整備と有効活用</li><li>② 受け入れ体制の整備・充実</li><li>③ 観光振興対策の充実</li><li>④ 広域連携事業の取り組み</li></ol> |
|---|

##### 〔3〕 施策の展開

###### ① 観光資源の整備と有効活用

- ・ 石鎚山系の山岳地帯は、仁淀川（面河川）、吉野川、加茂川の源であり四季折々の自然を目当てに四国内外からファンが訪れます。また「グリーン・パークほどの」や「木の根ふれあいの森」等、森林浴を楽しめる場所も多くあります。県内だけでなく瀬戸内圏からの来訪者を開拓し、着地型観光の充実を目的に、魅力を高めるための施設整備・拡充を計画し、ガイドの人材育成や旅行事業者との連携を進めていきます。同時に、町内地域内でいっそうの連携を図り、小さな交流の社会実験を行うなど、冬山の観光メニューを研究するなど多様なソフト事業に取り組みます。
- ・ 紙の文化遺産や史跡、歴史的町並み等本町の持つ豊かな歴史、文化、特産品を活かして、観光ルート化や観光施設・資源のネットワーク化を進めます。

- ・ 農林業や商業、伝統産業等と連携した体験型観光の振興を促進します。自然等各地域にある固有の資源を体感してもらうことを基本に、仁淀川手ぶらでバーベキュー、グリーン・パークほどのバウムクーヘンづくり等食の体験、土佐和紙工芸村で紙の原料（楮）を使ったクラフト等、特徴ある体験メニューを整備します。
- ・ 4つの温泉施設が連携したスタンプラリー等のイベントを通して、各施設の特徴が活かされ来訪者が十分満足できるよう連携強化に努めます。訪れた観光客を他の観光施設にも誘引できるよう観光協会、紙の博物館の案内機能を充実させます。仁淀川手ぶらでバーベキュー利用者にかんぽの宿いのの温泉割引券を配布する等観光施設間の連携を図ります。

## ② 受け入れ体制の整備・充実

- ・ 3つの道の駅（土佐和紙工芸村、633美の里、木の香）や水辺の駅あいの里仁淀川、レストパークいの等の連携を強化し、特産品や豊かな自然、歴史、文化等の地域の魅力を案内する場として有効活用を図ります。
- ・ SNSやインターネット等各種メディアを利用した宣伝・情報発信を強化します。
- ・ 観光ボランティアや山岳ガイド等の育成を図り、受け入れ体制づくりを進めます。
- ・ 温泉施設等の整備、観光資源の向上、また分かりやすい観光看板、観光パンフレット等の観光案内機能の充実を図ります。
- ・ 石鎚山系の豊かな自然資源の有効活用を図るべく、山岳観光の拠点施設「山荘しらす」の耐震改修事業や交流人口拡大を目指した多様な取り組みを推進します。また、UFOライン（町道瓶ヶ森線・瓶ヶ森西線）をはじめとした周辺施設の維持・整備にも取り組みます。

## ③ 観光振興対策の充実

- ・ 町全域をエリアとするいの町観光協会を中心とした観光振興の推進体制の強化を図ります。月1回を目途に商工観光連絡会を開催し、担当者間の情報交換・連携を行います。また、仁淀川流域6市町村で連携して体制を強化していきます。
- ・ 観光客の楽しみといえば“食”。豊かな山や川等地域の幸をふんだんに使った郷土料理でのおもてなしができるよう地域住民の団体や農漁村女性グループ研究会等の新しい取り組みを支援します。また、本町で生産される食材を使ったお土産や料理を積極的に開発し、観光客が楽しめる店を増やします。
- ・ 地区内外、人と人との出会い、交流とふれあいのある個性的かつ魅力的なイベントの開催を行っていきます。
- ・ 本町のイメージや認知度を高めるため、「憩い」「おもてなし」等の情報発信と体制づくりを行い、観光客の誘致に取り組みます。

④ 広域連携事業の取り組み

- ・ 「株式会社ソラヤマいしづち」を中心に、愛媛県西条市、久万高原町、高知県大川村、いの町の1市2町1村で取り組んでいる広域連携事業を進め、観光サービス産業の拡大を図ります。

## 第4章 教育・文化 ～人や文化を育み心豊かなまちづくり～

### 1 青少年の健全育成

#### (1) 青少年の健全育成

##### 〔1〕 現況と課題

少子化、高度情報化、地域社会の変容等、青少年を取り巻く環境が大きく変化していく中で、家庭や地域における教育力の低下や子育ての危機が指摘されています。

中でも、青少年をめぐる問題は、教育環境、各々の生き立ち等、社会の様々な要因が相互に絡み合ったものであり、解決には教育、福祉等関係機関が連携し、総合的に進めていかなければなりません。

また、青少年の健全育成を推進していくためには、学校や家庭のみならず、地域・医療・福祉・警察等関係機関が一体となった取り組みが求められています。

本町においても、家庭教育については、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」・保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校単位で、家庭教育学級を開催していますが、子どもの発達段階に応じた育児が困難である保護者への、適切な支援を急ぐ必要があるにもかかわらず、参加状況が少ないことが課題となっています。

学校教育では、開かれた学校づくりや学力向上に向けた地域ぐるみの取り組みが行われていますが、今後、地域教育の一つとして、各地域の特色ある自然・伝統文化の体験や、人的交流を深めながら町に対する愛着を持ち、地域社会に貢献できる子どもの育成を目指した、キャリア教育の充実を推進する必要があります。また、共働き家庭の子どもたちが安定した放課後を過ごせるような、保護者のニーズにあった環境づくりが求められています。

地域社会においては、今後、健全な青少年の育成と青少年を守り育む場づくりや生涯学習の観点から、大人がボランティアとして関わる、システム及び拠点づくりを各地区地域ぐるみで取り組む必要があります。

##### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 社会参加機会の充実</li><li>② 家庭教育に関する学習機会の充実</li><li>③ 相談活動の充実</li><li>④ 青少年相談体制の整備</li><li>⑤ 青少年が被害者となる事案への対応</li><li>⑥ 子どもの居場所づくりの推進</li></ol> |
|---|

##### 〔3〕 施策の展開

###### ① 社会参加機会の充実

- ・ 各地域の自然・文化等を活かした体験活動や学習機会を提供し、青少年の健全な育成に努め、ボランティア活動等、社会活動への参加促進を図ります。

## ② 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・ 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の参観日や保護者会等、多くの保護者が集まる機会をとらえて、それぞれのライフステージに応じた家庭教育学級の充実に向けた取り組みを推進します。
- ・ 未就園児の保護者に対しては、子育て支援センター「ぐりぐらひろば」と連携した学習の取り組みを進めます。

## ③ 相談活動の充実

- ・ 青少年の健全な発達と自立を促していくために、継続的なカウンセリング等適切な支援を行う体制の充実、強化を図ります。

## ④ 青少年相談体制の整備

- ・ 青少年が抱える様々な悩みや不安を受け止めるための相談受理体制を整備し、相談者のニーズを的確に捉えて、関係機関との情報共有、組織的な連携を行い、適切な支援に繋げることで、早期の問題解決を図ります。

## ⑤ 青少年が被害者となる事案への対応

- ・ 青少年が被害者となる事案は、当該被害者や周囲の関係者に対して、将来にわたる多大な影響を及ぼす可能性があります。そのことから、各学校等が行う安全管理計画、緊急対策に協力し、関係機関との連携を密にして青少年への被害の防止に取り組みます。

## ⑥ 子どもの居場所づくりの推進

- ・ 公民館や学校の空き教室等を子どもの安全な居場所づくりに活用し、放課後児童クラブや放課後子ども教室が互いに連携を取り合い、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達の援助に向けた取り組みを推進します。
- ・ 「夏休み子ども教室」や図書館の「おはなし会」、体力向上を目指す「スポーツ教室」等の開催により、文化・スポーツ等の活動に子どもたちが自ら参加・挑戦する機会をつくり、子どもやその家庭が交流できる場の充実を図ります。

## 2 学校教育・乳幼児保育教育の充実

### (1) 学校教育の充実

#### 〔1〕現況と課題

核家族化が進み、情報技術の進歩も相まって日常生活での同世代・異世代交流の機会が失われ、子どもたちの人間関係が希薄化しており、地域における心のつながりの再生や地域で子どもを育む力が必要とされています。

地域の学校としての取り組みの成果と課題を踏まえ、なお一層の特色ある学校づくりが求められます。

また、学習指導要領に従い教育課程を編成し、個々に応じた指導と評価に努めるとともに、基礎的・基本的な内容の定着を図り、「生きる力」の育成に向けて取り組んでいます。が、学力格差や家庭学習時間の少なさ、実生活における規範意識の低さ等の課題があります。

教育環境整備について、学校教育施設の躯体の耐震改修工事は完了しましたが、今後も継続的に校舎の老朽化に対応した計画的な施設整備が必要です。また、小中学校の全普通教室、一部の特別教室にエアコンを設置するなど、快適な教育環境の整備を図っていますが、今後、トイレの洋式化やLED化等も対応していく必要があります。

危機管理の徹底としては、防犯・防災対策の観点から、児童生徒の安全面に考慮した教育環境整備のさらなる充実が求められます。学校では、日ごろから災害から身を守るという防災意識の徹底に努め、いざという時に児童生徒が的確な判断ができるよう、正しい知識を身に着けること、また様々な場面を想定した訓練を繰り返し行う必要があります。

今日の学校における事件、事故は大きな社会問題であり、これらの未然防止と子どもを犯罪の被害から守るためには、学校や地域・家庭が一体となって危機管理体制や防犯教育を充実させていく必要があります。

さらに教育現場においては、いじめ事案も発生しています。いじめは、様々な教育的・社会的な権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめを防止するためには、「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校・地域を含めた社会全体における教育活動の中で、取り組む必要があります。児童生徒の自尊感情を高め、自己・他者ともに大切にできる豊かな心を育み、一人ひとりの心がつながる「温かい学級づくり」に取り組まなければなりません。

発達障害の早期発見に伴い、特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、その障害等の内容は多岐にわたることから、一人ひとりの特性に応じた教育的な支援が必要とされています。特別支援教育の充実はもとより、普通学級における特別支援教育支援員や保育園、幼稚園及び認定こども園の加配保育士・加配教諭の適切な配置が望まれます。

## 〔2〕 施策の体系

- ① 相談・指導体制の充実
- ② 地域と学校の連携・融合
- ③ 教育内容の充実
- ④ 教育環境の整備・充実・危機管理の徹底

## 〔3〕 施策の展開

### ① 相談・指導体制の充実

- ・ いじめや不登校、児童虐待等、児童生徒への指導に関する課題については、「いの町子どもサポートネットワーク」を中心に学校・家庭・地域や教育支援センター等の関係機関との連携を密にするとともに、未然防止や早期発見・早期調査・早期解決に向けた取り組みを推進します。
- ・ 「はあとステーションいの」での電話及び来所相談、町委嘱の教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談体制により児童生徒一人ひとりに応じた支援します。
- ・ 教職員の指導力や資質の向上を図るため、研修内容の充実と研修機会の拡充を図ります。

### ② 地域と学校の連携・融合

- ・ 「開かれた学校づくり」や「地域学校協働本部」の取り組みの一層の充実を図るため、学校・家庭・地域の協働に向けた共通認識をさらに深めるとともに、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、育む体制づくりを目指して、「地域学校協働本部」の設置促進及び活動内容充実に向けて取り組みを推進します。
- ・ 少子化に伴う学校の空き教室や休校校舎については、地域や関係部署と協議し適切な管理や有効な活用に向けた取り組みを推進します。
- ・ 各学校区においては、地域の学校として、その成果と課題を地域だけでなく広く町内外へ発信するとともに、情報交換により、なお一層特色ある学校づくりに取り組みます。
- ・ 中学校区における保幼認小中連携推進事業を実施し、つながりのある学校教育を目指します。

### ③ 教育内容の充実

- ・ 学習指導要領に沿って、全ての子どもに「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性等の涵養」するための取り組みを行うとともに、それを推進できる教職員の指導力の向上を目的とした研修等の充実を図ります。
- ・ 本町の目指す「豊かな対話を通して、学び続ける子ども」を育てるために、自尊感情を育み、コミュニケーション能力を向上させる教育を推進します。また、

豊かな感性を育むために道徳教育の充実をより一層推進します。

- ・ 県が示す「県民に身近な人権課題」についての正しい理解や認識を深める人権教育を推進します。
- ・ ボランティア活動等の体験活動を通して、豊かな人間性や社会性等の育成を図り、道徳的実践力を育む心の教育を推進します。
- ・ 地域の自然の大切さや環境に対する意識を高め、ふるさとを大切にする心を育むため環境学習や自然体験学習を推進します。
- ・ 園児や小中学生の国際理解教育や外国青年語学指導助手の招致等による国際感覚の育成に向けた取り組みを推進します。
- ・ 情報化社会に対応できる、情報活用能力の育成を図る情報教育を推進します。
- ・ 学校給食を通して、食育を推進します。
- ・ 伝統文化や伝統産業を学び、郷土への愛着や誇りを育む地域学習を推進します。
- ・ 障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取り組みをするという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、関係機関との連携と専門家等による教育相談・巡回指導の充実を推進します。
- ・ 担当教職員の情報交換の機会を増やし、障害のあるなしに関わらず人格、能力を共に伸ばし、学び合いながら育ち合う教育環境づくりに取り組むとともに、教育支援委員会の充実を図り、障害のある子どもたちの適切な就学に向けた取り組みを推進します。
- ・ 通常学級においても特別な支援を要する児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置し集団生活が安全かつ円滑に行います。
- ・ 保護者・専門機関と連携し、個性や能力を伸ばす支援を行います。
- ・ 卒業後も地域での生活支援に結びつくよう、就学前から引き続き、関係機関との連携、相談等、体制を整備していきます。

#### ④ 教育環境の整備・充実・危機管理の徹底

- ・ 学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持、補修に努めるとともに、快適な学習環境の確保に努めます。また、情報教育設備等の整備・更新・充実を図ります。
- ・ 安全でおいしい地元の農作物等を学校給食に取り入れていきます。
- ・ 学校や地域の実情等に応じた学校の危機管理体制や施設設備等の整備に取り組むとともに、実際に機能できるよう学校・地域・家庭が一体となった防災・防犯教育を充実させ、安全から安心へのまちづくりを推進します。
- ・ 中山間地域の活性化の観点からも、本川中学校の山村留学制度の周知を図ると

ともに、県立追手前高校吾北分校の円滑な学校運営が行えるよう生徒数の確保等側面的な支援を継続していきます。

## (2) 乳幼児保育・教育の充実

### 〔1〕 現況と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、生活習慣をはじめとして社会性や自主性を育むことが乳幼児保育・教育の役割です。

しかしながら、核家族や地域関係の希薄化等により、家庭や地域による子育て力の低下、子育ての孤立、子育てに不安や負担を感じる親の増加等、子どもの育つ環境が大きく変化してきています。

このような中、子どもの中には、基本的な生活習慣が身につけていない場合や自制心、規範意識が十分育っていない等の課題が指摘されています。

本町は、認可保育園が町立4園・私立2園、他に町立本川へき地保育園が1園、町立幼稚園が1園、認定こども園が2園ありますが、本川・吾北・神谷・八田の各保育園対象地域においては、若年層の人口減に伴う園児の減少が進んでいる現状です。

今後は、保育園・幼稚園・認定こども園と家庭、地域、小・中学校と連携した乳幼児保育・教育の取り組みや相談体制の充実を図ることが必要です。また、女性の社会参加等に伴うニーズの変化や、過疎化が進む中山間地域における乳幼児数の激減等の問題を踏まえた地域の実情や保育の需要量を的確に把握した各園間の連携の強化等、乳幼児保育・教育のあり方の検討が必要となってきています。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 施設・設備及び保育・教育内容の充実</li><li>② 支援体制の整備</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 施設・設備及び保育・教育内容の充実

- ・ 家庭との密接な連携のもと、質の高い保育・教育実践を推進します。
- ・ 保、幼、認、小、中の連携した教育を推進し保育・教育内容の充実を図ります。
- ・ 各園の施設・設備の維持改修に努め、安心して安全な保育・教育環境の整備を推進します。
- ・ 子ども数の推移や各地区の状況を踏まえながら、保育内容の見直しを行います。
- ・ 保育士等の職位、職務内容に応じた必要な知識及び技能を身につけられるよう、計画的な研修への参加、園内研修の充実を図ります。

## ② 支援体制の整備

- ・ 家庭や社会の要請、時代の変化に対応するため、保育園・幼稚園・認定子ども園、それぞれの特性や地域の実情を踏まえながら、連携を強化し、それぞれの機能を活かし、就学前の子どもたちのより良い育成環境を整えていきます。
- ・ 障害が早期に発見された乳幼児に対して、医療機関や療育センター等の関係機関との相談、連携により各々の障害に対する理解を深め、支援体制を整え、適切な乳幼児保育・教育を推進します。また、適切な就学へとつながっていくよう、切れ目のない支援を推進します。

### 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

#### (1) 生涯学習の推進

##### 〔1〕 現況と課題

住民の多様な学習ニーズに対応するため、誰でも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが求められています。また、少子高齢化、核家族や共働き家庭の増加、人間関係の希薄化等の社会の変化に対応するため、生涯学習に取り組む住民が、学習の成果を活かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上を図ることができる環境をつくる必要があります。

本町においては、公民館等を中心として、学習サークルや魅力ある学習機会（学級・講座）の実施と継続的な支援を推進します。また「第2次いの町子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども達が自尊感情を高め心豊かに育つための読書活動を推進します。

##### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 生涯学習活動の推進</li><li>② 学習環境の充実</li></ul> |
|---|

##### 〔3〕 施策の展開

###### ① 生涯学習活動の推進

- ・ 各公民館等が行っている講座の年間プログラムを調整して統合し、多様なニーズに対応した講座を総合的に計画して住民の参加機会の充実を図ります。
- ・ 学習サークル等住民の自主的な学習活動が積極的に展開されるよう、情報や活動場所の提供の充実を図ります。

###### ② 学習環境の充実

- ・ 学習情報の提供機能や地域活動の拠点としての、公民館や図書館（室）等社会教育施設の充実を図ります。
- ・ 読書や生涯学習、調査研究等に活用され、暮らしや仕事の課題解決に役立つ図書館づくりを進めます。また、移動図書館バスの運行による全域サービスの徹底を図ります。
- ・ いつでもどこでも子どもが自ら読書に親しめる環境の整備と充実を図ります。
- ・ 子どもの読書活動を推進する人材の育成を図ります。
- ・ 発達段階に応じた読書活動の推進と支援を図ります。

## (2) 生涯スポーツの振興

### 〔1〕 現況と課題

様々な世代がスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりを通じて充実した時間が過ごせるよう、住民の健康の維持・体力づくりに向けたウォーキングや軽スポーツの普及、スポーツ施設の機能充実等が求められています。

本町においては、住民がスポーツ活動に親しみ、健康と体力の維持増進を図るために総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員等、各種関係機関との連携を深め、多様化するスポーツ活動に対応できる指導者の養成と指導体制の確立、多世代の住民がスポーツ・レクリエーション活動に自由に参加できるような環境づくりを進めています。

今後、生涯スポーツの振興を推進していくためには多世代の住民が気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進をより一層図り、地域に根ざした住民主導型の生涯スポーツの振興を行うことが重要です。

### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 活動機会の充実</li><li>② 組織の育成とスポーツ施設の機能充実</li><li>③ 指導者の養成</li></ul> |
|--|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 活動機会の充実

- ・ スポーツへの参加機会の拡大やスポーツを通じた住民交流を推進するため、スポーツ大会の内容充実に一層取り組みます。
- ・ 室内競技だけでなく、本町の豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツの紹介と普及に向けた取り組みを推進します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブと共同で小学生スポーツ教室の紹介、普及に努め、子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、子どもの体力向上を図ります。

#### ② 組織の育成とスポーツ施設の機能充実

- ・ スポーツ・レクリエーション組織の育成、強化に努め、誰もが広く気軽に参加できる環境づくりを行います。
- ・ 学校施設の開放をはじめ、既存のスポーツ施設の機能充実に努め、住民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の充実に努めます。

#### ③ 指導者の養成

- ・ 住民の多様な健康づくりニーズに応えられるよう、指導者の養成・確保に努めるとともに、指導者の資質や指導力の向上に向けた取り組みを推進します。

## 4 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

### (1) 人権の尊重社会の形成

#### 〔1〕 現況と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存する平和で豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

高知県人権施策基本方針では、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認の11項目が人権教育・啓発の重要な課題として位置づけられ、本町においてもこれらを踏まえて取り組んできました。

すべての人々の基本的人権が尊重されるよう今後においても、各関係機関の連携をさらに強化し、人権尊重意識の普及・高揚を図っていくとともに、一人ひとりの人権を尊重し、自他ともにその人格を受け入れることのできる豊かな自尊感情を養う取り組みが求められています。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 人権教育の推進</li><li>② 人権啓発の推進</li><li>③ 人権擁護体制の充実</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 人権教育の推進

- ・ 人権問題については、住民一人ひとりが自らの課題としてとらえ、その解決に向けての行動ができるよう、学校教育や社会教育等との連携を図りながら、総合的な人権教育の推進を図ります。
- ・ 学校及び保護者への情報モラル教育推進に向けた取り組みを推進します。

##### ② 人権啓発の推進

- ・ 住民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発行事や自主的な人権学習の取り組みへの支援等、幅広い啓発活動を推進します。

##### ③ 人権擁護体制の充実

- ・ 各種の人権侵害に対応するため、人権擁護委員や関係機関、諸団体と協力して相談体制の充実を図ります。
- ・ 家庭や地域、学校、職場等、身近なところで人権相談のできる仕組みや雰囲気づくりを推進します。

## (2) 男女共同参画社会の形成

### 〔1〕 現況と課題

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、我が国においては、これまで国際的な動きと軌を一にし、多くの女性たちの活動に支えられながら、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められてきました。

本町では平成16年に「男女共同参画推進条例」が制定され、それに基づく「いの町男女共同参画プラン」を更新しつつ様々な取り組みを進めてきましたが、固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣習等の意識が現在も残っていることや、女性の社会参加が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定の場への参画は、政治や行政、各種団体等の活動において進んでいるとは言えません。

東日本大震災では、女性や子育て家庭のニーズにおける様々な問題が明らかになりました。これらは政策や方針の決定等に未だ女性の参画割合が低いため、女性の意見が反映されていないことが考えられ、まちづくりや防災・災害復興等生活に身近な分野においても男女共同参画の視点を取り入れ、様々な発想を活かして活動することが必要です。

行政においては管理職に女性を登用するほか、各種審議会等においても一方の性が4割未満とならないように配慮するなど、積極的に育成と登用を図らなければなりません。また、育児・介護休業制度等の普及、活用等、男女を問わず家庭生活と職業生活の両立が図れるような支援も重要となってきます。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 男女共同参画意識の醸成と啓発活動の推進</li><li>② 人材の育成と登用の推進</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

- ① 男女共同参画意識の醸成と啓発活動の推進
  - ・ 男女の固定的な役割分担意識を見直し、互いに個性と能力を尊重しあえるように、学習会の開催や情報誌の発行を行い、家庭・地域・学校・職場等様々な分野での意識啓発を継続して行っていきます。
  - ・ 男女共同参画を推進するための事業を企画・推進します。

## ② 人材の育成と登用の推進

- ・ 自らの意志によって、性別にかかわらず十分に能力が発揮できるように、就業環境等の整備を図り、子育て支援や介護支援等家庭生活と職業その他の活動の両立ができるような環境づくりを充実し、あらゆる分野への参画を促進します。
- ・ 男女共同参画推進条例の趣旨を尊重し、男女共同参画社会づくりを進めるため、各種審議会等委員の男女の割合に配慮するとともに、管理監督者への女性登用、事務事業や職場慣行等の見直し、職員への研修機会の充実等を推進します。
- ・ 災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、主体的な担い手として女性を位置づけるため、学習機会の提供や研修内容の充実を図り、防災への取り組みにおける女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての活躍を推進します。

## 5 地域文化の継承・振興

### (1) 地域文化の継承・振興

#### 〔1〕 現況と課題

本町には、80を越える歴史的建造物や、由緒ある神社等が多く存在し、文化財として指定し保存をしています。

これらの由来や歴史的背景を持つ文化遺産の保護、新たな文化資源の掘り起こし、資料の整理・保管、古来より伝わる民俗芸能等の保存と伝承、後継者の養成支援等が今後の課題となっています。

また、芸術文化は、生活に心の豊かさや生きがいをもたらし、活気と個性のあるまちづくりを図る上で大きな役割を果たすものとして、文化活動に対する希望は高まっています。今後は、既存の公共施設の利用増進を図るとともに、質の高い文化事業の展開等を進めていくことが必要です。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域文化資源の周知・活用・保護</li><li>② 文化・芸術活動のための施設の有効利用</li><li>③ 文化・芸術活動の活性化の促進</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 地域文化資源の周知・活用・保護

- ・ 古くから伝わる風習、行事、郷土芸能等の伝統文化については、地域固有の貴重な財産、資源として保存、継承するため、後継者の育成支援を推進していきます。
- ・ 国、県、町の指定文化財の保存、修復等適正な管理指導に努めるとともに、未調査文化財の計画的な調査を進め、保存措置に向けた取り組みを推進します。
- ・ 伝統芸能や文化財を展示公開するとともに、観光資源や地域づくり、学校教育・生涯学習の場に積極的に周知・活用します。

##### ② 文化・芸術活動のための施設の有効利用

- ・ 紙の博物館、土佐和紙工芸村等既存施設を有効に活用し、住民が多彩な文化・芸術活動に親しめる環境づくりを推進します。

##### ③ 文化・芸術活動の活性化の促進

- ・ 情報の収集・提供、文化・芸術交流を促進し、住民の自主的・創造的な文化・芸術活動を支援します。

## 6 国際交流と地域間交流の促進

### (1) 国際交流と地域間交流の促進

#### 〔1〕 現況と課題

交通・情報通信基盤の発達により、教育、文化、スポーツ、経済等各分野において、国内外の様々な地域との交流が、飛躍的に広がっています。

本町においては、昭和41年にブラジルコチア市と姉妹都市提携を結んでいます。また、高知国際版画トリエンナーレ展には、毎回、世界中から多くの作品が寄せられ、土佐和紙を通じて国際交流が図られています。学校現場においては、外国青年語学指導助手の招致や国際理解研修の実施等により、国際化に対応できる人材の育成に努めています。

今後においても、幅広い分野において国際交流や国際協力の促進を図るためには、外国の異文化や生活習慣等に接し、国際理解と国際感覚を身につけることが必要です。また、町内における交流や都市と農村との新たな交流等を促進し、地域の活性化や住民相互の一体感の醸成に繋げていくことが必要です。

#### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 国際交流の促進</li><li>② 地域間交流の促進</li></ul> |
|--|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 国際交流の促進

- ・ インバウンドでの来訪者や国際交流団体との経済、文化、学術、教育、スポーツ等様々な分野での交流活動の推進を図ります。
- ・ 園児、小中学生の国際理解教育や、外国青年語学指導助手の招致等による国際感覚の育成に向けた取り組みを推進します。

##### ② 地域間交流の促進

- ・ 地域内の一体感や住民意識の醸成を高めるため、地域における生活、産業、文化、イベント等の多様な連携・交流の推進に努めます。
- ・ 各種ツーリズムを推進し、都市と農山村の交流を図ります。
- ・ 仁淀川流域との交流・連携を深め、環境保全や商工・観光振興等共通する課題に取り組めます。

## 第5章 連携・協働 ～住民と行政の連携・協働によるまちづくり～

### 1 コミュニティの育成

#### (1) コミュニティの育成

##### 〔1〕 現況と課題

コミュニティは、地域住民の自治意識や住民相互の連帯意識の高揚を図るとともに、地域づくりの基礎となる重要なものです。

本町においては、他の自治体と同様、高齢者の増加や核家族化の進行等の社会状況の変化や、人間関係の希薄化等により、集落という地域コミュニティの崩壊が進み、地域の活力と住民生活に深刻な問題となっています。

年々増大する防火・防災・防犯対策、青少年の健全育成対策、高齢者対策等の課題に行政と住民が協働して対処するためには、連帯感と自治意識にあふれたコミュニティを再生し、地域の支え合いの仕組みづくりを整備することが急務となっています。

コミュニティの再生に向けては、コミュニティ意識の高揚や地域リーダーの育成が不可欠であり、自治会や区長会等の組織の活性化も重要です。また、住民相互の連帯感や郷土愛にあふれた旧町村単位のコミュニティを、地域の伝統や文化、行事等を通して守っていくことも必要です。さらに、活動の拠点となるコミュニティ施設については、十分な活用が図られるよう、施設の増築、改築、耐震化、バリアフリー化が求められています。

##### 〔2〕 施策の体系

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① コミュニティ意識の高揚</li><li>② コミュニティ組織の活性化と地域リーダーの育成</li><li>③ コミュニティ施設の整備</li></ul> |
|--|

##### 〔3〕 施策の展開

###### ① コミュニティ意識の高揚

- ・ 住民が地域に誇りと愛着を持つことができるよう、地域のことを知り学び、地域社会で活動する各種団体と連携を密にして、コミュニティ意識の高揚を図ります。

###### ② コミュニティ組織の活性化と地域リーダーの育成

- ・ 自治会や区長会等の地域を単位とする組織の再活性化に努めるとともに、増加しつつある趣味やまちづくり等の特定の目的を持って組織された住民団体、ボランティア団体やNPO等を支援し、両者の連携を促進してコミュニティ組織の活性化を図ります。

- ・ コミュニティ活動の充実を図っていく上で、活動組織におけるリーダーの存在は、極めて重要な役割を担っていることから、社会教育等各種分野における機会を利用し、リーダーの発掘と育成を図ります。
- ・ 地域住民が主体となって、廃校施設や集会所等地域のシンボリックな施設を拠点に、住民同士の連携による新たな活動の実施を通じて、担い手を確保し、集落での活動をいつまでも続けられる、魅力ある集落を目指す集落活動センターの整備、取り組みを推進します。
- ・ 町の多様な歴史、伝統、文化、産業等を活かし、独創的、個性的な地域づくりを推進します。

### ③ コミュニティ施設の整備

- ・ コミュニティづくりの住民交流の場や、まちづくりや自主防災活動等の地域活動の拠点としてのコミュニティセンターや、集会所等の計画的な整備や施設の耐震化に努めるとともに、各地域の既存施設の積極的な活用を促進します。

## 2 住民参画による行政運営

### (1) 住民との協働

#### 〔1〕 現況と課題

住民の意識や価値観、生活スタイル等が多様化し、行政課題や住民ニーズも、多様化・複雑化・高度化する中で、行政運営において、画一的になりがちな行政主導型から、地域の個性や住民ニーズを反映した官民協働、住民主体型へと変革が求められています。

行政と住民の協働によるまちづくりの実現のためには、政策形成段階から住民参画を推進し、住民合意を形成し、行政と住民が協働で実践していくことが重要であり、その前提として、行政情報の提供・共有化をより一層進めていかなければなりません。

本町では、住民の皆さまからのご意見・ご要望については、区長からの地区要望や未来を考える会、町政懇談会、わたしの意見・提案箱の設置、ホームページにいの町へのご意見コーナーの開設等により把握し施策や事業に反映しています。また、行政情報については、情報公開制度による情報公開や広報誌・ホームページ等での情報発信により提供に努めています。

今後は、行政運営の一層の公正性・透明性の確保、行政情報の積極的かつ理解しやすい提供に努めるとともに、参画機会の拡充と併せて行政運営に参画することの重要性についての住民理解を得ていくことが必要です。

#### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住民参画の推進</li><li>② 開かれた行政の推進</li></ul> |
|---|

#### 〔3〕 施策の展開

##### ① 住民参画の推進

- ・ 区長連合会等との連絡を密に取り住民からの意見を把握し、施策や事業に反映させていきます。
- ・ 各種計画づくりや政策形成にあたって、審議会等の積極的な活用や委員の公募方式の拡充、住民からの意見公募（パブリックコメント）の実施を図る等、政策形成過程の様々な段階で住民参画が可能なシステムづくりを推進します。

##### ② 開かれた行政の推進

- ・ 住民の地域づくりへの関心が高まるよう、ボランティア活動や地域づくり活動、地域づくり研修、イベント等の情報を広報誌やホームページへ掲載する等、積極的なPR活動を推進します。
- ・ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用を図り、住民と行政の情報の共有化を図ります。
- ・ 個人情報の保護に十分配慮しながら、計画段階から情報公開、広報・広聴活動を推進します。

## (2) 行財政運営の効率化・高度化

### 〔1〕 現況と課題

社会経済情勢の変化、少子高齢化社会の進行や地方分権の進展等により、社会構造は大きく変化しています。さらに、扶助費をはじめとする社会保障関連経費が年々増加傾向にあり、財政状況は大変厳しい状況におかれています。本町では、これまで、指定管理者制度の活用、職員数の削減、事務事業の統合等行政のスリム化、効率化を図り、住民サービスの向上に努めてきました。しかしながら、地方分権の進展に伴う事務事業の増加や社会情勢の変化による新たな行政課題や住民ニーズへの迅速な対応が必要となることから、自助、共助、公助といったことを踏まえた新たな行政改革が求められています。

一般財源が乏しい本町の財政状況は、合併による特例で手厚く措置されてきた普通交付税の合併算定替も終了したことに加え、施設の老朽化に伴う改築や改修、南海トラフ地震対策事業等歳出が増加し、今後も引き続き厳しい財政状況が予想されるため、今後においても、住民サービスを低下することなく、経常経費の削減を図っていくとともに、緊急性、重要性等、十分な議論のもと、国、県の補助事業を有効に活用しながら、公共基盤整備の拡充を図りつつ健全な財政運営を行っていくことが求められています。

### 〔2〕 施策の体系

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住民サービスの向上</li><li>② 財政基盤の強化と効率的な行政運営の推進</li></ul> |
|---|

### 〔3〕 施策の展開

#### ① 住民サービスの向上

- ・ 窓口サービスのワンストップ化やインターネットを通じた行政手続き、郵便局を活用した住民票等の交付、コンビニでの町税等納付等の推進により、住民サービスの向上に向けた取り組みを推進します。
- ・ 多様なニーズに柔軟かつ迅速、横断的に対応できる組織機構の見直しを継続的に行うとともに、業務量の増加を踏まえながら、専門知識をもった職員の配置や職員数の適正化を進めていきます。
- ・ 人材育成基本方針に基づき、優秀な人材の確保・登用や職員の意識改革を図る等地方分権の担い手となる人材の長期的・体系的な育成を図ります。

② 財政基盤の強化と効率的な行政運営の推進

- ・ 税収の確保や受益者負担の適正化等により、自主財源の確保に向けた取り組みを推進します。
- ・ 住民ニーズや事業の緊急度等を勘案して財源の公正かつ効果的な配分を行っていきます。
- ・ 指定管理者制度の導入等により、町有施設の効率的な管理運営を行います。
- ・ 一部事務組合や広域連合、広域市町村圏事務組合等による広域行政の推進により、行政運営の効果的・効率的推進を図ります。